

委員会録

- 名 称 予算特別委員会（2日目）
- 日 時 令和3年3月11日午前9時30分から至午後4時18分
- 場 所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 岡田泰正
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 小西 啓 副議長 岡田 勇
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

令和 3 年和東町予算特別委員会

○委員長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

予算特別委員会再開の前に、本日 3 月 1 1 日は、東日本大震災の発生から 1 0 年目となります。議会といたしましては、東日本大震災により犠牲となられました全ての方々に対し心から哀悼の意を表し、ただいまから黙禱をささげたいと思います。

それでは皆さん、ご起立願います。

黙禱。

（黙 禱）

○委員長（岡田 勇君）

黙禱を終わります。ご着席ください。ありがとうございました。

それでは、昨日 1 0 日に引き続き、予算特別委員会を再開いたします。

昨日と同様、質疑につきましては、最初にページ数と項目を述べてから質問していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから質疑を続けます。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、岡本委員。

○8 番（岡本正意君）

それでは、昨日少し触れておりましたけども、一般会計の 3 2 ページのいわゆる奨学金のことでもう少しだけ聞いておきたいと思うんですけども、昨日の説明では、今回見直しを行って、専門学生のほうは対象にしますけども、高校生は対象から今回除くということで説明がありました。その際に、いわゆる高校生の支援というものが国などにおいて一定充実してきたということで今回外したというようなことを理由にされておりましたけども、それは具体的にはどういう内容なのか、何がどう充実して、

今回外してもいいという判断になったのかをもう少し具体的に説明いただきたい。

令和2年度の現状といたしますか、事業の現状を見ておりますと、いわゆる一時募集で私立高校が3人、2次募集で公立高校3人、私立3人が支給されているという報告が資料でありました。そういう中では、現在そういうふうに認識をされている高校生も来年からは対象外ということになってしまうということなのか、そこも含めて説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

平成26年度に創設させていただきました和東町の奨学金制度につきましては、岡本委員おっしゃるように、高校生、大学生を対象にした奨学制度でございます。なお、この約6年間の間に高校生の制度が充実したということでお話をさせていただきましたが、やはり授業料につきましては、子育て支援の一環ということで、国・府のほうから一定無償化の制度がなされているところでございます。さらに、私立高校生につきましても、一定の所得制限はございますが、同様な形の国・府からの支援をいただけるという形になっておりますので、今回見直しをさせていただきました。

なお、一般対策ということで、和東町につきましてはこれまでも運転免許証等の取得に関しても一定制度がございます。それに合わせた形で非課税世帯という限定で令和3年度からさせていただく予定でございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

それで、今、いわゆる授業料の無償化ですね、高校の無償化というものが確かにこ

の間、行われました。私学も含めて、実質、無償化等の措置が取られてきたのは確かなんですけども、ただ、私事ですけども、私の子供自身が高校に通っていた経験もありますので、よく分かるんですけども、授業料以外の負担というのも高校の場合かなり大きいわけなんです。いわゆる義務教育段階の就学援助制度といったような制度は高校にはありません。実際、中学校のときに就学援助を受けていたような世帯でも、一応、高校の就学支援制度はありますけども、それにかからないというような大変厳しい制度になっている現状もございます。いわゆる教科書であるとか、参考書であるとか、また、模試の受験費用であるとか、また部活の費用などですね、公立であったとしても義務教育とは比較できないほど負担は大きいわけですね。そういった意味でも、授業料が無償になっているかといって何か楽になったということではなくて、やはり現実においても大きな負担がかかっていると。

特に、この初年度についていえば、制服とか、様々な準備物も含めて大変大きな負担がかかっているということは存じておられると思うんですけども、そういうことを踏まえましても、やはり今回、高校生を対象から外すということは合理的じゃないというふうに思うんですね。

しかも、先日も言うておりますように、和東は通学費用がすごくかかるわけですね。要は、学校に行くだけで10万円、20万円とお金がかかるわけですね。そういうことも考えたら、やはり和東町のそういった実態、和東町から通っている高校生の実態から考えましても、今回そういうふうに対象から外すというような条件はないというふうに言わざるを得ないんじゃないかと思うんです。

今回、予算的にも変わっておりません。いわゆる50万円という当初の予算としては組んでいただいているんですけども、やはり全体の費用からすればですね、本当にこの奨学金の制度というのは僅かな予算でできているわけですね。そういった意味では、やはり高校生はしっかりと残した上で専門学生をちゃんと対象に広げることが、以前、課長も言うておられたように、充実させたいというふうに言うておられた中身

だと思うんですね。ですので、ある意味、しみつたれたというふうな言い方をしたら悪いですけども、ちょっと操作するんじゃないかと、やはりちゃんと充実するということが対応いただいたほうがすっきりするんじゃないかと思うんですけども、その辺も一度お願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど私が答弁させていただきましたように、あくまで和東町の単独の費用で奨学金制度を続けていくという過程でございます。現在のところ総務課内で検討しまして、こういう形でいきたいということでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる専門学生を入れるということ自身は前進なんですけども、やはりそれに替わって高校生を外すというのは制度としては充実させたとは言えないし、中途半端な状況が続くというふうに思いますので、そこはもう一度ちゃんと検討いただいて見直しをしていただきたいと思いますので、そこは強く要望しておきたいというふうに思います。

次にですね、会計年度任用職員の関係についてなんですけども、これは各ページに会計年度任用職員の配置が行われていますので、何ページとは特定できないんですけども、一応、制度としては2年目を迎えております。そういう点で、今年令和3年度の会計年度任用職員の採用予定数ですね、一応、各課に何人とか配置されていると思うんですけども、大体どれぐらいの人数を令和3年度で予定されているのかというの

を教えていただきたいのと、それから、やはり1年目も踏まえて待遇面での改善であるとか見直した点についてあれば説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、令和3年度の予算の関係でございますが、一般会計・特別会計合わせて87名の採用を予定し、予算化をさせていただいております。

内訳といたしましては、和東町の職員と同様のフルタイムの職員につきましては3人、また、週4回等で月額で給与を定めておる職員につきましては17名、そして、パートタイムということで時給の換算をさせていただいている職員57名の採用を予定しているところでございます。

なお、令和2年度から始まりまして令和3年度が2年目となりますが、この会計年度任用職員につきましては、住民の方、また広く募集すると。その中で選考を踏まえた上で決定をするということでございますので、先月の2月に選考試験を実施させていただきまして、4月以降の採用の方につきましては一定の内定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

87名の方を予定しているということでいいますと、いわゆる正職の方の定数を、ある意味、上回るぐらい配置されるという点では、和東町の行政を進めていく上で重要な役割を担っていただいているというふうに改めて思います。

そういった点で、今、十分、待遇面については答弁いただいていたんですけど

ね、そこで思うんですけども、今回、最低賃金の部分については特に上げておられないというふうに思うんですけど、やはり今、和東町の中で人を確保していくという点では、待遇面での改善がなければなかなか来てもらえないという状況がありますので、その辺、今回の賃金の考え方というのをお示しいただきたい。

それから、特に専門職ですね、保健師、看護師、社会福祉士、薬剤師、栄養士、保育士などの専門職の方も職種の中に入っておりますけども、専門職にふさわしい待遇になっているのかということなんです。

今回、昨年の令和2年度の募集要項というものと比較させていただく中で、例えば、薬剤師でいいますと、今年月給18万5,342円からとなっておりますけども、昨年度は19万7,000円だったんですね。あと、看護師・准看護師という部分でも看護師が1,146円からとなっておりますけども、去年は1,348円で、准看護師も984円ですけども、去年は1,187円というふうに下がっておるというふうに思うんです。

それから、例えば、保健師などの待遇についても、時間給でいいますと1,146円からということとなっておりますけども、これは去年のやつですけど、木津川市の同じ会計年度任用職員の関係で見ますと、時給1,791円になっているんですね。かなり低く抑えられているんじゃないかというふうに印象としては思うんですけども、また、前にも言ったかもしれませんが、保健師というのは看護師資格を持っている方がさらに資格を得て保健師になれるという資格です。ですけども、横並びで同じ待遇になっているというのは、その辺の評価という意味ではやはり十分されてないんじゃないかとも思うんですけども、そのあたりの考え方も含めて答弁いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員の待遇面でございますが、令和2年と令和3年、引き続き採用される方につきましては、フルタイム職員については職員と同様に昇給を予定しております。

また、月額、時給ということで、週20時間以上の職員の方につきましては、一定、昇給等の配慮をさせていただき予定で事務を進めているところでございます。

また、2年目の会計年度任用職員につきましては、期末手当のほうでも一定それぞれ1か月分ということで、手当につきましても増える見込みでございます。

次に、会計年度任用職員の給与の支払いの考え方でございますが、この会計年度の職員につきましては、当然、和束町で職員を採用する場合に準じて給与月額を決めているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

特にですね、専門職の確保というのに大変苦労されていると思うんですよ。以前も学童保育などの指導員を確保するにもなかなか見つからないであるとかいうのもありますし、それから、昨日も言うておりました、例えば、診療所での薬剤師等の正職で配置していたような部分なんかをさらに配置しようと思っただけですね、やはりなかなか難しい面もあると思うんです。そういう点で、ほかの自治体と比べても専門職としてのふさわしい待遇は十分されてないということが見られるという意味ではですね、人をちゃんと確保していくという条件が狭まっているというように言わざるを得ないと思うんです。

この前も一般質問でも言いましたけど、役場の正職員もそうですし、会計年度任用職員も地域にとってみれば大変貴重な雇用の場だと思うんです。そこでの働き方とか、条件というのが、少しでもいいものにしていくということがなければ、どん

どん人は流れていってしまうというふうに思います。そういう点で、この会計年度任用職員についても、もう少し待遇面で、専門職も含めて改善されることを望むんですけども、その辺、町長はいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、言われたように、改善というのはいいことなんですけども、そういう努力はしていかなきゃなりません。ご案内のとおり、会計年度任用職員も含めてですね、和東町の職員の給与体制、類似団体を見ながらしているところがあります。だから、全て市町村が一律で同じということにはなっていないと思います。

そういう中で、働きやすい職場を改善していく、そういう努力をしていく、そういうことは給与面、そういう条件面ですね、私は非常に大事だと思っておりますが、これは幾らでもいいんだと、こういうことではないんですけども、類似団体を見ながら努力はしていきたいと、このように思いますので、ご理解のほうをよろしく願います。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

もちろん一律に財政状況が、さっき言った木津川市とかと単純に比べて同じようにできるというふうに私も思っていないんですけども、ただ、そうであっても、同じ相楽という地域の中で同じ保健師をするにしても、これだけ差があったら、とてもここで働こうというようにはならないという現実があると思うんです。

私ね、いろいろ見てまして、ほかのことと考えると、賃金の高低は別にしましても、職種でどういう判断でこういうふうになっているのかというように思えるような賃金

設定というのが、私、見えるんですよね。だから、専門職に対して、専門職じゃないほうがすごく待遇がよかったりとか、賃金が上がった、高いであるとかね、そういう部分もやはり見られる部分がありますし、それも含めて、もう少しここで働こうと思えるような処遇改善のほうを令和3年度においてもやっていただきたいと、これは要望だけしておきたいと思います。

次に、ページでいいますと57ページ、老人福祉費に関係すると思うんですけども、シルバー人材センターのことなんですけども、令和2年度においてアンケート等の取組をされまして、ニーズ調査というのもされて、一定、公表もされたと思うんですけども、それも受けて、この令和3年度においてシルバー人材センターの設置などに向けてどういうふうな考えを持っているのか、どういう段取りがあるのか、その辺いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今の岡本委員のご質問ですが、シルバー人材センターにつきましては、今、相楽東部未来づくりセンターを中心に、東部3町村での設立に向けた中での準備のほうを進めさせていただいております。

今ご質問の中にありましたように、今年の夏に住民のアンケートのほうを取らせていただきました。その結果を分析して、今、やはりまだ住民のほうに周知・浸透等々は余りしてないのかなというような印象は受けたところではございますが、令和3年度はどのような方向に向かっていくのかということで、また検討していくと。

それにつきましては、単独でやっていくのか、3町村合同でやっていくのか、また時期を見て形態等も変えてやっていかなければいけない。どのような形がいいのかというのを協議していくということで、今、3町村でそこら辺のところを整理・検討し

ているところがございますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

昨年のアンケートも含めてやるということなんですけど、いわゆるどういう単位でやるかというね、3町村の単位でやるのかどうかということなんかも含めてということなんですけども、これ自身は数年前から3町村でやるというふうなことで協議してきたという経過があると思うんです。ですから、ある意味、今さら単独でやるのかということも含めて、単独でできるのであればやってもいいと思いますけども、一からの議論ということじゃなくて、やはり長年のそういった議論もあるわけですので、最低限、令和3年度の中で発足できる準備ですね、本来は3年度から発足できるようにしていただきたいと思いますと思うんですけども、最低でも準備が完了するというようなぐらいまではもって行っていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺の目途だけ教えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ただいま福祉課長から答弁しておりますように、シルバー人材センターは岡本委員からも早くから要望されておったことは承知しておるわけです。これは何で3町村かといいますと、ご案内のとおり、シルバー人材センターというのは、対象とする働く場所の把握というのが一定ケースが必要。そして、働く人の問題、それは年間何千という件数が必要だと、これが一つは補助対象の基準になるわけです。

現在、相楽3町村では南山城村が唯一やられておるんですが、これも単独でやられております。南山城村の大きな課題というのは、働く場所をどう確保するか。南山城

村だけではなかなか足りない。そういうことで3町村でやろうやないかと。南山城村の課題もあったので、そういうとこと一緒になって取り組んでいこうと。そういう3町村で取り組んでいる母体というんですか、未来づくりセンターというのがあるわけですから、そこで取り組んでまいりました。

そこで一番大事な問題は、果たして、和東町にそれだけの対象が入ったとしたって、あるのかどうかという、まず実態の調査をしなきゃならない、そこからスタートいたしました。それがアンケート調査だったと思います。

あのアンケート調査の内容を見ていただいたらご案内のとおりだと思いますが、していただいたかて、私は今、お茶とか農業で忙しい。そんなことはなかなかできない。していただいって希望がない。そういうご案内の、印象に残るようなものがたくさんありました。それで私もそういう内容を見ながら、和東町の実態ってどうなっているんだろうと改めて見させていただきました。

そしたら、和東町には、福祉目的で持っているシルバー人材センターとは言いませんけども、そういうところで勤務されているかと、そこでやっている。それと、また忙しいときは忙しい中で、多くの方が高齢になっても農業とかいろんな職業についておられる、ここを認識させていただきました。

そういう中で、実態にあった形をさらにシルバー人材センターが必要という方向の中でも、将来のことに向けて大事ですので、先ほど福祉課長が答弁いたしましたように、一つ一つそういうことを踏まえながら実現していく方向を、これはちょっとスローになったんですね。そういう住民の意識もあったもんですから、登録してもらわなきゃならんというところで大変大きな課題になったもんですから、諦めず、今、岡本委員が言われるように、高齢者にとっても働く場所は大事でありますので、こういうものを見いだしていこうというように思っております。

それと、そういう中で、今回は働き方改革というのが国のほうで動いてきました。半農半Xとか、いろんな形が変わってきております。そういうことも含めながら考え

ていく必要があろうかと思えます。

援農対策、いろいろな問題が今、含んでまいりました。そういうものを含んで未来づくりセンターで新しい課題も入れて、今、検討しておると、こういうことでありますので、これからもご理解をいただきたいと思えます。

諦めたんじゃなしに、今の時代に合うどういう形を取っていくべきか、そこを住民の皆さんとともに一緒になって考えていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから何点か質問させていただきたいと思えます。

先般ですね、常任委員会の中でマンホールトイレについて視察をさせていただきました。非常に立派なものができる非常に安心をしておるところでございます。

冒頭に委員長のほうから震災のことについてお悔やみのメッセージをいただきました。和東町におきましても、いついかなる震災が起こってくるかということとは分からないわけでありまして。そこで、一つ、マンホールトイレを視察させていただいたときに今後のマンホールトイレの使い方、その方法についていろいろ訓練というんですかね、町民の方々、あるいは学生とともにマンホールトイレについての使い方、マナー、そういったものを震災のときに混雑しないように意識づけておくということが大切ではなかろうかと、このように思っているわけなんですけれども、その点についてご答弁をお願いしたいと思えます。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

マンホールトイレにつきましては、地震等大規模災害が起こったときに避難所に向けて造らせてもらった施設でございます。

今般、昨年から新型コロナウイルス感染症がございまして、やはり避難所においても密を避けるという対策が必要になっております。それに合わせまして、和東町でも間仕切り、また簡易ベッド、段ボールベッドですね、そして、テント型の施設というか、避難できるものを用意させてもらっております。

総務課が、今、京都府にお願いしておりますのは、今年の7月ですね、消防団、また、地域の住民の方と一緒に避難所の設置、併せてマンホールトイレの使用という形で訓練を実施したいということで、京都府に補助金等の要望をさせていただいているところでございます。スムーズにいけば7月に訓練を実施したいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

そこです、阪神・淡路大震災のときに非常に戸惑ったというのがトイレ等がありました。それで、何とか地元の方が協力し合うということで、地域力という言葉が初めて阪神・淡路大震災の中で生まれて、これが現在、共通語になっているという教訓があるわけなんです。

その中で、当時のアンケートの中から、車椅子で利用できるのか、あるいはトイレ内の照明はどうなっているのか、それと、トイレに行ったときに荷物が置ける棚とかフックとか、そういうものが設置されるのか、そしてもう一つは、トイレの近くに手洗いができる場所、こういったものも必要じゃなかろうかと。もちろんそれには石けんとか手指消毒をする消毒液ですね、あるいはトイレを使用して緊急に具合が悪くな

ったというときのSOSを伝えるためのブザーとか、そういった施設が造られるのか。

また、集中することが想定されますので、そういったときに、雨が降ってるとき順番待ちする雨よけ対策とか、暴風よけとか、そういった施設も完備されるのか、トイレを使用するに当たっていろんな細心的な注意をしておく、あるいは準備をしておかなきゃならない必要事項が考えられるわけです。

これはさっき言いましたように、阪神・淡路大震災の中で住民の方々から非常に指摘をされたことをございますので、こういった事態になったときにはこういったこともかなり想定されると思います。その辺の準備要項について、今お考えいただいていることについてご回答をいただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、マンホールトイレの車椅子対応の部分でございますが、今回10基設置させていただきまして、そのうち5つにつきましては車椅子対応のテントという形で1人1人間仕切りで仕切らせてもらいますので、対応をさせていただきます。

一定、そのテントの中にはフックはついておりますが、荷物置きについてはついていないという状況でございます。

また、このフックを利用して、現在、ランタンというようなLEDを消防のほうで用意をさせてもらってございまして、夜の場合は、そのランタンを持って行って、フックに掛けて対応していただくという形で思っておるところでございます。

なお、雨風をしのげる場所ということで、できるだけ和東小学校の体育館に近いところということで用意をさせていただいたんですけども、当然、そういう場合につきましては緊急にブルーシートを張るなどして対応は必要かというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

これはあくまでも想定の中で何が起こるか分からないということで、非常に不気味な状況があるわけですが、そういうときには混雑、混乱しますので、人間の知恵を持って、なるべくそういうパニック状態に陥らないような事前準備というものが必要かと思っておりますので、今なお研さんして備えていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、次に、事項説明書の17ページ、交流産業の中でいろいろと和東町のほうでは取り組んでいただひておるわけですが、その中でもやはりいろいろと取り組む内容が同じであっても、事項項目というものが毎回変わってきているように思ひます。

その中で、農・観連携コミュニティ創生事業700万円、予算が計上されておりますが、この内容についてご説明をお願ひしたいと思ひます。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

歳出の事項別明細書の90ページのほうに農・観連携コミュニティ創生事業700万円というのが歳出で上がっております。こちらのほうにつきましては、これまでは広域観光事業ということで農泊事業を和東町活性化センターのほうに委託しておりました。京都府のほうでも、令和3年度から、今までの広域観光という観光に特化した入り口ではなくて、滞在して関係人口を拡大してまいるということで、自然豊かな農業の地域資源、また観光というのを引き続き行いながら、地域の絆を大切にひてコミュニティを拡大していかうという、そういう国・府の事業に合わせた中で、令和3年

度から町のほうでも農・観連携コミュニティ創生事業ということで、国の地方創生推進交付金を活用させていただきながら事業を展開してまいりたいと思ひまして、事業のほうも改めているという状況でございます。

内容につきましては、これまでのように農泊事業、また、なかなかコロナの終息が見えませんが、日帰りである体験であったり、農業体験であったりとかということで、やはり自然豊かな地域資源を生かした中の和東町ならではのコミュニティの創生というのを和東町活性化センターのほうに委託してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

大体分かるんですけど、農・観連携ということなんで、農業と観光とマッチングさせていく。そして、その中の地域コミュニティというんですか、そういったものを高めていくというふうに、一応、コミュニティという言葉になるからそういうふうに想像ができるんですけど、その関連性というものについてもうちょっと具体的にどのような成果を求めようとしているのか、ご回答いただきたいと思ひます。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

成果、目標につきましては、やはり和東町の今までの第4次総合計画、それから総合戦略の中で交流人口25万人という目標がございましたので、なかなか定住には結びつきませんが、観光人口、入り込み客数からその中間の関係人口ということで、週末滞在等をしていただきまして関係人口をふくらませて、最終的には将来定住してもらおうということで、やはり魅力ある農業に関心を持ってもらう。

それから、また、併せまして、観光というのも組み合わせた中で関係人口の拡大と

ということで、今現在の第4次総合計画の中の25万人の目標に向かって事業を進めてまいりたいと。

また、新しく第5次総合計画が今年度にできますが、その新たな計画の目標に合わせた中で、やはり定住人口に、将来に結びつくような交流を深めてまいりたいという、そういう目標を持っております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

この中でいろいろと今まで取り組んできておられて、こちらで生活してなくても二つの地域から関係人口として出入りされている、そういった方々も一応対象に含まれてくるというふうに理解してよろしいですね。

分かりました。いろんな形の中で名前が変わってちょっと混乱しましたけども、今までの成果をより積み上げていっていただきたいなど、このように思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、19ページですね、この中で300万円の文化的景観調査事項という項目が事項で上げられております住民・事業者・行政に共に進める協働プログラム、この中の1件でございますが、これについて具体的に説明をお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

文化的景観につきましては、予算に関する説明書の34ページのほうに載っておりますけれども、ほとんどが委託料でございます。委託料の文化的景観の調査研究委託料250万円、あと残りは事務的な経費が50万円ということで、300万円の事

業でございます。国のほうから150万円の国庫金を受けまして、令和元年度から重要文化的景観の選定に向けて調査をしております。

今現在につきましては、湯船地域の建造物群の調査、また、原山・釜塚・白栖・石寺、重要な茶畑景観があるところにつきましては、茶園の摘採時期等、また土地利用の変遷・歴史的なもの、また瓦産業、いろんな調査を進めてもらっております。

令和3年度につきましては、調査プラス下半期につきましては保存計画の策定に向けてそろそろ動きかけると。令和4年度に保存計画を策定いたしまして、それをまた計画に基づいて選定に向けて申請していくという、そういう年度となると考えております。

よろしく願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

文化的景観で、人が営んできて一つの文化というのが生まれますね。その中で、和東町における文化的というと茶畑景観ということが考えられるわけなんですけども、これが和東町の先祖によってつくられた生業景観、これを一つの文化的景観として取り上げていこうという意志は取れるわけなんですけれども、こういった中で、一步まだ進んでですね、この上の重要文化的景観というところまで踏み込んだ考え方を持っておられるのか。これは国のほうで認定していただかなきゃならないということでございますけれども、その辺の目標についてお伺いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問でございますが、今、景観調査を行っております、重要文化的景観の選定に向けて進めているという調査でございます。

目標はその選定でございまして、これまで800年の歴史がある景観を今後もそれを軸としまして、それを新たなものに変えるんじゃなくて保存しながらよりよいものにといいことで景観を保全する、それが和東町のまちづくりの基礎になるかと考えております。そこから雇用が生まれたり、新たな産業が生まれたり、やはり和東町は茶業で歴史が古いのですので、そういった重要な景観を守っていく上につきましても、重要文化的景観、また重要伝統建造物群という建物の選定も見据えて、今、調査をしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

はい、分かりました。ありがとうございました。

それですね、文化的景観と反対に歴史的景観というものがあるわけなんですけど、歴史的なものにつきましては余り手を加えなくて保存していくと。そして、景観を守っていくというのが消極的な景観の保全になるんですけども、今回の文化的景観といいますのは、私も農家の立場から申し上げますけれども、やはり生業景観というのは、人の手を加えて日々守っていく、進化させていく、こういったものが生業景観の特徴であるわけですね。だから、そういうことに対して、農家の方々、あるいは一生懸命日々活躍される中で、これを守っていくための国からの補助とか、府からの補助とか、そういった金銭的な補助的なもの、こういったものはこれにはひもづけはされているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

重要文化的景観の選定を受けますと、国からその景観を保全していくための助成金が出るということで、現在のところ、和東町の条例の景観条例でその前提となりまして、第1種重点地区、第2種重点地区という町独自の補助金制度がございますが、この重要文化的景観の選定を受けますと、国からそれを守っていくために、よりよくするための補助金ということで、2分の1、また3分の1と、いろんな助成金が出てきますので、そういったものを活用しまして保全していきたいと考えております。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

それでは、私のほうから何点か質問させていただきたいと思います。

まず、建設事業課長にお聞きしたいんですけど、下水道特別会計予算ということで資料を見させていただいています。確かに、下水事業が出来上がって20年から経つと思うんですけど、大きく環境改善はされたと思います。しかし、例年同じことなんですけど、一般会計から1億5,000万円の繰入れ、そして町債で5,800万円の起債をされておりますけど、一般会計から繰入れという形は際限なしでいけるものですか、それともやはり一応ルールはあるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的には、基準外、基準内という基準がございます、それで受入れをしております。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

それです、今回そういうような形で起債が5,800万円ですけども、1億4,400万円が償還されるわけです。そして、利子が2,448万1,000円ということで、かなり高額なんですけど、利率はどれくらいでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

利率につきましては、予算説明させていただきました利率を基準に、現段階の基準は借換え等は記憶しておりませんが、その率で運用させていただいています。1億4,188万9,000円、2,448万1,000円につきましては、基本的に、建設当時の起債の返還がもう少し残っているということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

借入れ利率を聞いているんですけどね、それは分からないですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

予算書の第5号のところに記載しています年利率で計算されてます。ただ、借換え等をされている場合については手持ちで持っていませんので、追って答弁させていただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

ちょっと分かりにくいんですけどね。今回の議案書にも地方債の発行条件が書いて

ますよね。年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）ということが載ってます。だから、金利変動がありましたときにもっと下げてくださいというような要請はできるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今、村山委員がご指摘のとおり、借換え等のときには一定協議をさせていただきます。有利な借換え等は実施するという形で行ってます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

そしたら、この2,400万円の金利でも、そういうような引下げ交渉はしておられてこの金利ということによろしいですね。

ありがとうございます。

それとですね、私も分からないんですけどね、96ページ、7款土木費、21節補償補填及び賠償金7,100万円ということで上げられているんですけど、私の頭の中では、これは歳出になっているんですけど、要するに、歳入のほうで上げるのが賠償金と思うんですけど、この意味合いを教えてくださいんですけどね。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

96ページの21節補償補填及び賠償金につきましては、祝橋の改良に係る補償金、それから、96ページのほうに記載しています個々工事の、例えば水道管の移設であれば簡水へ、下水の移設であれば下水へというような形で支出をさせていただいて、特別会計のほうでそれを入という形で入れて工事をしているという形になりますので、ご理解のほうをお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

また、後でゆっくり聞きます、なかなか理解しにくいですね。

それとですね、84ページ、5款農林業費で農業次世代人材投資資金給付事業負担金ということで750万円上がっていますが、これの説明をお願いしたいんですけど。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

これは以前からあります新規就農事業の補助金でございまして、国から全額頂いたものをそのまま今も認定させていただいた新規就農者にお渡ししていると。事業の名前が変わったということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

ということは、従来からあるそういう資金ですね。新規就農者ということで、これは外部から農業を志して来られた方に支援するということになっていると思うんですけど、前からも言っているように、今、農業は非常に苦しいです。私だったら一人でやってますので別にどうってことないんですけどね、二世代とかやられているところ

は本当に大変だと思うんですね。

そういうところから聞くんですけど、よそから来た人は金をもらえて支援を受けられるけど、要するに、息子が結婚して所帯が二つになるわけですね。だから、支援はいただけないのかというようなことを農家の方は言っておられます。

確かに、こんだけ価格が下がってきたら、2所帯は非常に大変だと思いますけど、その辺、気は心で結構ですけど、町のほうから何とかそういう形で、たとえ30万円でも結構だと思います。そういう形を考えてもらえないかなと思ったりするんですけど、町長、いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、和東町は、やはり基幹産業が宇治茶の主産地ということで、茶業を中心にまちづくりを進めている。これはこれから先も大事なことであろうと思います。

そういう意味で、この茶業をどう守っていこうかという中で、いろいろ各論に入っていこうかと思っています。

その中の後継者の問題、そして新規就農の問題、これがあるかと思っています。新規就農という形の概念としてくれるものか、もう一つは、後継者の育成という中で考えていく、こういったものを含めながら、今、気は心と言われましたけど、和東町のまちづくりは農業をやっていただく方をどう育てていく、どう守っていくか、ここは大事な課題でありますので、ここは常に検討というか、考えていかなきゃならない。

基本的な考え方は、やっぱりそういうものをどうしていこうか、そして、農家の方がどう考えておられるのか、農家の方がこれしてほしい、あれしてほしいというのは真摯に受け止めていく努力はしていかなきゃならない。

こうして和東町のまちづくりは協働でまちづくりをするというのが基本になってお

ります。若い農家の皆さんと一緒に考えていった結果、今、村山委員が言われるような制度が生まれてくる、これはありかなど、このように思っております。その辺のところはどういう方法があるのかこれからも考えていく、これが大事だと思っております。

先ほどと重なりますが、文化というのはそういう意味なんです。今の和東町の茶業というのは過去にあったわけですね。それで今があるんです。これをいかに未来へつないでいくか、ここが大事なんですね。

だから、先ほどの文化も国の文化を入れていきますが、私たちはそれを守るんだというところがありますが、どう発展させていくか、そういう中で、今、農業もどう発展させていく、こういう観点でやはり後継者は大きな担い手でありますので、これは大事な問題だと受け止めておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時35分まで休憩します。

休憩（午前10時25分～午前10時35分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開き、質疑を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほどの村山委員からご質問をいただきました起債の関係の借入れでございます。現在のところ1%未満の借入れ、それから最大が5%未満の借入れと5種類に分かれて借入れを行っております。平均的に言いますと2%強の借入れになっておりますが、若干高い利率のところもございまして、金利のほうは2,400万円ぐらいになっているということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○ 10 番（小西 啓君）

農村課長、当初予算の概要と主要事項の説明書の中の交流ステーション農産物直売所の管理事業の428万4,000円、この件に関しては、昨日、村山委員からいろんな質問が出ましたけれど、この数字を信用していいのか、それともどうということなのか教えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

もう一度お願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○ 10 番（小西 啓君）

この数字はどういう訳の数字か、この数字は信用できるか信用できへんかということを知っている。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

予算に計上させていただいておりますので、信用していただきたいと思います。中身につきましても積算しておりますので、信用していただければというふうに思います。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○ 10 番（小西 啓君）

信用をしていいか悪いかというのを聞いたのは、大体こういうような質問が出てくるといふ自体の意味、分かるでしょう。

総務常任委員会のときは私は委員ですから質問しました。産業常任委員会のときはただ座っているだけですから何も聞いてなかったけれど、直売所の件に関しては16万円の家賃からいろいろなものをもらっていると。その中で8万円にするのか、それは今、売上げが悪いから8万円や、半分やな。そしたら、また元に戻ったら16万円やなどと言って、そうですってというような感じで答えてるはず。そしてまた、16万円が8万円減免措置になっています。それは町長が認めたらできるけれど、議会のここで決議してるから、その8万円になった事態は、やっぱりすぐ議会に報告せなあかん。黙ってしてるということや。隠蔽してるということや。委員会と議会を愚弄しているぞ、それは。ちゃんと説明してもらわなあかん。自分一人で決められること違うやろ、一介の課長が。町長、副町長、どう思っているんですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

確かに、私らは条例、規則に基づいて仕事をしていく、これは当然の話であります。そういう中で、許された中での話としては、非常に幅広く条例内で町長が決めるとか、それだけじゃなしに幅広く取ってる場合がありますね。そういうときには、そういう許容の範囲で、それと、条例の制定趣旨に合った中で判断させてもらっている面がありますが、今、小西委員が言われますように、将来に大きく影響、そして、大きく関心を持っているものについては、ある意味では責任を持って議論もしているわけだから、そういったものについてはその場でも出していただくというのが筋じゃなかろうかと、こういった面は私も理解ができる面でありますので、いろいろあったと思いますが、委員の今の趣旨を十分理解させていただいて、これからまちづくり全部が議員

の皆さん方も私たちもどうあるべきかと常に考えて、また心配していただいている面もありますので、そういったことについてはお示しさせていただいたり、また、お諮りさせていただきたいなど、このように思っております。

今回の場合は、町長がある範囲の中でその趣旨であったんですが、今、委員が言われますように、くどいですが、これからどうなるか分からない大事な制度ですから、もっと言うべきときは言ってもらわないと、うかうかすると経費につながるおそれがあると、この点は十分、今後真摯に受け止めさせていただいて進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

この件につきましては、前回、岡本委員からもご指摘をいただきまして、おわびを申し上げました。

そもそもその積算根拠というこの考え方が既設の部屋の使用料の最高の金額を掛けさせていただいて、それで積算させていただいたということでございます。ただ、1年たちまして、実績に合わさせていただいたら、かなりの開きがございまして、今回、交流ステーションの設置をさせていただくときに一緒に見直しをさせていただいたという経過でございます。

本来なら、小西委員も言われるように、分かったらすぐに条例改正なり委員会に報告すべきであったん違うかということはお指摘のとおりだと思います。今後こういうことがないように十分注意して事務を進めたいと思いますので、よろしくご理解のほうをお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員、小西委員はふだんから声が大きいですけど、優しく願います。

○10番（小西 啓君）

今、和東茶カフェ、何人がお茶ですね、売っておられるか。何業者って言ったらいのかな、業者って言ったら悪いのかな。そして、1年間の売上げというのは大体つかんでるんでしょう。その感覚を教えてください。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在、その売上げにつきましての資料は持ち合わせておりませんので、また後ほど確認して答弁させていただきたいと思います。

また、参加者につきましては30何店舗かと聞いておりますけど、それにつきましても確認いたしまして回答させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

その資料がないと前へ進みませんで、また出てから質問させていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

それでは、すみません、ページでいいますと関連して52ページになるというふうに思いますけども、社会福祉総務費の関係で、いわゆる総合保健福祉施設の整備について伺いたいんですけども、先日説明いただいた基本計画の中を見ますと、今後のプ

プログラムというのが基本計画の37ページに書いてありますけども、令和3年度というのは、これでいうと1年目というところになると思うんですけども、その辺も含めてですね、令和3年度において総合保健福祉施設の整備に向けた準備と申しますか、取組というのはどのように進められる予定なのか、その辺、説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

令和3年度の進め方ということでよかったですよね。令和3年度につきましては、まず、基本設計等に行くまでの事前の準備の期間という形を考えておるところでございます。

以前にお示しさせていただきましたが、また、議員全員協議会のほうでも資料提出もさせていただきました基本計画の今ご指摘があったページのところですけども、トータルで4年の計画をしておるんですけど、この1年目というところが令和3年に当たるというところでもなくて、これがどの年度に当たるかというのも今後考えていくところではございますが、一応、ここをできましたら令和3年度に準備させていただいて、そのまま進めていきたいということを考えておりますので、今、福祉課で考えておりますのは、令和3年度からの4年間の計画ということで事務を進めているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

基本計画を令和2年度の中で一応決められたということですから、この中身をそのまま見れば3年度から4年間の計画の中で整備されるんであろうというふうには理解しておりますけども、先日の一般質問でも申しましたように、基本的に、この施設を

整備することそのものに私は異議はありません。必要な施設だというふうに思っておりますし、いいものをつくっていただきたいというふうに思っておりますけども、ただ、その点は、この前も言いましたように、そういう施設だからこそ曖昧なものを残したまま進めていくということはよろしくないというように思うんですね。

今の答弁では、令和3年度というのが必ずしもこの1年目に当たるかどうかというのは今の話ではよく分からない面もあるので、きっちりとした時間が示されていないということは、逆に言えば、まだ時間があるわけですから、見直すべきものは見直すということを私は令和3年度においてやっていただきたいと思っているんですが、その上で、この前の一般質問で十分答えていただけていない部分を中心に確認をしたいと思えます。

いわゆる焦点としております災害に対するリスクという部分なんですけども、先日も紹介しましたように、この基本計画にも、洪水災害に対する安全性とか、土砂災害に対する安全性といったものが項目として上がっております。2月に説明をいただいた最終的な基本計画の案では、いわゆるグリーンティ和東の隣接地の部分の評価というのが洪水災害については○から△になっております。役場隣接地のほうが、洪水災害についても、土砂災害についても検討委員会の案では×でした。しかし、それがいわゆるかさ上げ、人工地盤の対策、また、建物が崩壊することはないという、危険性は少ないというような記述に改まることで△になりました。しかしですね、それでも全体の評価としては、グリーンティ和東のほうが評価は高くなっております。ということはですね、客観的に見て、災害のリスクという点では役場の隣接地のほうが高いという評価は変わらないと、それはそれでよろしいですね。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かに、この〇の数等々が考えますとそのようにも見えますが、このリスクの高い低い、例えば、93%と92%の差というような数値化をきちっとされたものではございませんので、そういう見方でいきますと、確かにリスクのほうは、これだけを見れば、若干、役場周辺のほうが高く、グリーンティ和東の上部周辺のほうは低いというような形にはなっております。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

見えますって言うけど、町自身が実際そういう評価をしているわけですから、いわゆる公表している資料としてこういう評価をしていますというふうにはっきり出ているわけですから、どう見ようが、役場の隣接地のほうがリスクが高いということしか見えないわけです。それはいわゆるこの資料からも明らかだというふうに思うんですね。それが1点です。

これはですね、役場周辺というのは、もともと洪水・浸水でも土砂災害でも、基本計画にもありますように、危険度が高いというのは明らかだと思えます。そこに新しい公共施設を整備するということは、住民に対して災害のリスク上、誤ったメッセージを送ることになると私は思っております。

今日はいみじくも先ほど東日本大震災の10年ということで黙禱させていただきました。とりわけ、福島原発事故からも10年ということであるんですけど、あの原発事故も、結局、絶対に事故は起こらないという安全神話というものの中で、ちゃんとした津波のリスク等も一定あったにもかかわらず、それを無視してちゃんとした対応をしなかったことでああいうことになったということも言われております。そういう意味では、やはりこういったものを建てる際に、そういう何らかの思惑に基づく都合のいい言い回しとか解釈、また、絶対安全だというような、そういうような思い込みというものはないというふうに思うんですね。

もう一つ確認したいのは、これも先日、十分答えていただけていないんですけど、そういうところに役場があり、要は、その隣接する施設として総合保健福祉施設を造るという予定になっています。町長はこのことについて、役場との連携が取れるということでもいいんじゃないかというふうに言われてきましたけども、逆に言えば、いわゆる想定している災害が起こった場合は共倒れになるという、そういう危険性も十分想定されると思うんです。

いわゆる総合保健福祉施設は診療所がある、それから保健機能がある、そして福祉避難所といった、避難所としての役割も期待されていると思います。そういう施設が、もし最大級の災害に遭ったときに役場と一緒に共倒れになるという想定は十分取れると思うんですけども、そういうような想定というものは今回どのようにされているのかですね、そういったものはどう評価されているのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かに、災害の最大級という言葉が今、出たと思うんですけど、最大級の災害が起こる想定をする中でいきますと、やはり和東町どこの場所でも危険性はあるかというふうに思っております。水害・土砂災害・地震等最大級の災害が起こるようなことがもしあったとした場合には、こちら辺ではなくて、もっと高台、例えば、小学校なり中学校なりの避難ということにもなってこようかと思えます。

取りあえず私が言いたいのは、今回これの決定のほうに向けたのは、安全性のみではなくて、ここにあります全ての評価の下に町のほうで、一定、町長のほうで判断いただいたということでございます。最大級の災害、当然ながら想定はしていかなければいけないんですけども、一定の災害に対する対応・対策のほうは考えた中で今後進めていきたいと思っておるところでございます。そのための基本計画であり、また

今後進めていく計画、また設計等になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

答えておられません。私が聞いているのは、いわゆるどういう災害が来るにしても、要は、役場と共倒れになる可能性というのはあると思います。いわゆる診療所とか、そういった医療機関というのは、どんな場合でも、変な話、役場が機能を失ったとしても医療機関は生き残って他の住民の医療に携わる、避難所としての機能がちゃんと残ってそういう拠点となるということが必要だというふうに思うんですね。

そういう観点から見たときに、先ほどどこに建てたって同じなんだみたいな言い方をされましたけど、そうじゃなくて、ここに建てるというふうに決めた以上はですよ、そういった災害が来たときに医療の機能はどうなるのか、避難所の機能はどうなるのか、そういったものは当然想定されていると思うんです。ここで造るといった場合の評価に必ずそういったものがなければ大変無責任な評価になってしまうと思うんですね。

わざわざ人工地盤を造らなければ安全性が保てない。先日も言いましたけども、そのことによって1.4億円から約4億円もの追加予算がなければ建てられない、そういうものをわざわざ建てるんですから、そういう意味では、そういったことは当然想定されていると思います。そこを説明してほしいと言っているんです。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほどもこの総合保健福祉施設というのは和東町にとって、健康で、生きがいのあ

る、文化的な拠点になる非常に大事な施設であるということでもありますので、住民の皆さん、そして学識経験者、いろんな方たちが入ってご検討をいただきました。その検討では、この趣旨が生かされる場所とか、内容がどういうものにしていくか、こういうことをご審議いただく中で、今ご質問がありましたように、一つは、安全性のところ、今、焦点を当てておられます。

その中で私どもは、これは諮問機関でも何でもないわけでありまして、いわゆる学識経験者の意見を聞きたいと、大事なことであるということでもやらせていただいたということでご審議をいただきました。

その中で出てきた中、中間報告とか最終で報告でいただきますが、そういう中では数点ほどの予定場所が示されておりました。いわゆる私の印象に残っておりますのはB & G海洋センターのとことか、今、多くの住民の皆さんがたくさん住んでおられるふれあいセンターの周辺だとか、たくさん残ってきました。その中に中間で住民の皆さんがここだろうというようにいろいろな角度から出されてきたのが、この周辺地域とグリーンティの2か所が残りました。その中で、審議委員とか委員長とかいろいろお話しさせていただく中では、そのときにハザードマップが話の中で出ていた。これは今日の話もありましたように、災害が起こったら日頃から意識を持ってどう避難しましょうというハザードを示しています。

そういう意味で、この地域に住んでおられる方が崩壊にあるとことか、川が氾濫するとか、そういうものを示しております。ハザードの中では家が建っているということを中心に置きますので、家が建ってないところについては白紙になる場合がある。そういう意味では、ハザードに載っているところだけが危ないのかということにはならないということで確かめさせていただきました。

そうすれば、ここの地域については危ないけども、28災の水害からこっち、いわゆる河川の工事のやり方で、皆さんご案内のとおり、あそこに低い低水護岸を設けておりまして、南側に流そうというのがこの実態です。

それと、グリーンティの場所は、確かに、これから和東町にバイパスが通っていいねと、こういうことであるわけなんです、今日の建設課の予算の中でも話がありましたように、あそこにトンネルを造ると出てくる問題があると。それと、和東の断層のところがついてる面がある。その後、それは地図上に表れてないということを確認したわけなんです。それが出てくるんだったらそこも危ないと。だから、どちらも危ないという結果が出てきたわけなんです。私は、最終報告をもらうときにそういうことを確認させてもらいました。そういうときには2河川出ますから、総合的な判断でやらなきゃならんと私は受けました。

私が受けたときには、今、岡本委員が言われますように、私が思っているのは、さっきも質問がありましたように、簡単にやっていくより、もっと慎重に考えていくべきだというような施設なんです。いわゆる文化施設、これも考えたい。福祉課だけで文化施設を考えろといったら大変だ。だから、健康でいかなきゃならん、学習しなきゃならん、交流しなきゃならん、文化的なことをやらなきゃならん、そして展示場を設けなきゃならん、こんなことやったら和東町のまちづくりそのものやないかと。これは骨格予算じゃないけど、ご承認いただいたら新しく考えるべきだと思っておりますが、これはまた新しい感覚だろうと思います。

そういう施設を考えていくときに、まずはそういうまちづくりをしようと思ったら、中心機能で考えていくべきことだろう。どちらにしても安全対策が取れるんだったら、必要だったら、そういう施設でもって安全対策を取るほうが、住民のためにしたって、そして、まちづくりに大きく寄与するんじゃないかと、こういう観点から判断させてもらいました。

委員の皆さんの意向は十分反映させていただいて、そして、その意向をくみ取って町が判断したと。だから、諮問も何もしてない。意見を聴取させていただいた委員会だというように判断しています。

そういう意味で大事な意見で聞いてますが、さっき危ないのにどうやろと言われた

けども、一つの橋の基準が一定になっておりません。もう一回くどいことを申しますが、ハザードで示している分は人が住んでいる住宅地を避難さすためのハザードですから、住宅が建ってないところは白紙です。白紙のとことハザードで示した危ないという論理は合いません。それだったら、もう一回、向こうの危なさを再点検しなければならぬ。こっちは本当に安心か、こっちも危ない、本当にそうなんか。これは建築委員を呼んで、これの対策はどうなんですかと。それは建て方によるでしょう。いわゆる1階がつかってしまったら大事なものは2階へ行く。

はっきり言いましてこの庁舎もそうです。これらの時代、コンピュータが一番大事です。それは2階に皆、上げております。住民館とか1階ホールのところにはありませんが、そういう配慮ができます。だから、今後の建て方の配慮で解決するのか。それだったら、その解決する方法で検討しようという判断を今、示したというだけで、今、岡本委員が言われますように、十分これに基づいて、住民にとって将来大事なものを考えていかなきゃならぬと、こういうことであります。

災害はいつ起こってくるや分かりません。災害はハードだけでは守れません。ソフト面、住民の意識も大事です。ハードとソフトと一緒にあって災害を防いでいくべきだと思っております。

今日は3月11日。改めて、そのことの認識を強くいたしました。意義のあるご質問をいただいたということで感謝いたしております。そういう意味で進めてまいりたい。ただいまの意見も真摯に受け止めながら進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解のほうをひとつよろしくお願いいたします。

長々答弁させてもらいましたが、ちょうどいい機会をいただきましたので説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○ 8 番（岡本正意君）

長々言われるのはいいんですけどね、聞いていることに答えてほしいんですよ。私の聞いていることに対して一つも答えてないです。私は簡単なことを聞いているんですよ。

いわゆるそこに建てるおつもりだったら、そこに医療機関がある、保健機能がある、避難機能がある、そういう新しい施設を造るのであれば、そういった東日本大震災の教訓を踏まえた公共施設の整備ということであれば、最悪のときに考えたときに、この場に建てて機能がちゃんと継続できるのかとか、避難所としての拠点としての機能が果たせるのかということの当然検証されて評価に加えられているはずだというふうには私は思っておりますけども、それが一体どういう検証がされて、どういう評価をされておるかということを知りたいんですけど、一つも答えておられません。

漠然とした町長得意の健康づくりとか、パワーッとしたような感じのことでどうこう言われましたけども、じゃあ、聞きますけども、いわゆるグリーンティ和東の隣接地というのは住宅が密集してないと。ハザードマップの中では反映されてないと、確かにそうです。だったら、ちゃんと調べたらいいじゃないですか。一方の候補地なんでしょう。二つに絞ったうちの一つです。先ほど建築士の方がどうやて、それは地盤のかさ上げのことだと思うんですよ。

要は、そういう大事な施設のどちらを選ぶかというような判断をする際に、一方は、はっきりと言って知見を反映してですね、いわゆるハザードマップとか一定のそういう数字も含めて評価がされております、それが万全かどうかは別にしても。一方は白紙だと言われましたよね。だったら、どちらかに選ぶというんだったら、両方比較できるように、ちゃんとした独自の調査も含めてやればいいんじゃないですか。それが今、求められることだし、実際、先ほど言ったことだって、この前から何ら科学的な根拠というのは示しておられないですよ。要は、単純な話ね、いわゆる課長が言われたように、絶対崩壊しないと言ったものが、最後は少しは危険性があるというふうに変えました。それは一体何の根拠を持ってそうしたのか、そういうような説明も一

切ないですよ。そういう重大な変更をしているのに何の説明もない。何でそういうふうに変えたのか。町長、それがお分かりになるんだったらちゃんと説明をいただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

その点は確かに抜けたということで申し訳ございません。今回はそれに絞って触らせていただきます。

あの内容で足りないときの補完としては、ハザードマップ一つではいかないだろうと。もう一つ、全体的に、住民の安心安全を考えていくなれば、本当にそれに替わるものがグリーンティ工場になかったらどうか。今も考えた資料を取って建設課で、当時あそこの川があるときの氾濫を防ぐ地域だと、そういう意味で工事を計画している。測量を入れたり調査をさせているものがあります。その調査というのが非常に参考にさせていただきました。

もう一つは、いろんな意味におきまして、今までの断層の話だとか、そういったものもいろいろと検討させていただきました。そういう意味で、100%安心だと言える場所、お互いに何%か皆、危険なところがあるわけです。そやさかいに言うて、どちらかが安全だということにはならない。

そういうときのだけで考えていくと、先ほど私、答弁させていただきましたように、ハードだけでいかない。ソフトも大事だと。この間、決定するときには、私も委員長ともお話しさせていただきました。委員長の根拠としているものはどういう根拠であるか、全ての資料を持って根拠としてないと。皆さんの意見をいただきながら、ある書面でもって資料とさせていただいたと。そういう中での判断ですから、そういうものを含めていきますと、補完していきますと、少し変わってくるだろうと、このよう

に思います。

先ほど課長も言ってますように、どっちへ行ったら安全だとか、どっちへ行ったら危ないんだと、こういう感覚やなしに、どちらにも安全対策に努めていかなきゃならん。そして、その上に立って、住民の今後の文化的、生きがいの的に使う役割を果たし得る場所はどこなんか、それを加えたときに最終判断をさせていただいたと、こういうことであります。

それで、まだなおかつ、これからこれをやっていくときには、今、岡本委員が言われますように、安全の根拠、この辺について完璧な安全をとはいませんが、やっぱりそれに努めた設計とか、そういうものを当たっていかなきゃならない。設計上もそういう委員会の加味した内容でやっていかなきゃならんだろうとっておりますので、そういうご意見をいただいて本当にありがたいと思っております。そういう意見があるからこそ、ここに建てるんだったら、このご意見に耐え得るような施設にしていき、設計にしていかなきゃならん。言われように、これから進めていくのは大変な本丸であらうと思っております。そういう意味では、大変貴重なご意見をいただいたということでありがたく思っております。

ありがとうございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

本当に十分答えていただけてないんですね。これは聞いてもあれですけども、先ほどいわゆる原発事故の話をしましたけど、重々ご存じだと思いますけども、先ほどソフトの面が大事だと言われましたよね。要は、そういう意識というか、それは大事ですよ。実際、それを認識して行動するということが大事です。

ただ、原発事故の安全神話の問題というのは、本来、日本で地震国家ですからね、そこまで考えたら、本来、原発で造ったらあかんのですよ。どこに行ったら活断層

があるわけだからね。フランスとかはないですよ。アメリカだってそういうところに造ってないですよ。日本はプレートがたくさん重なっていて、どこに行ったら地震はあるんですよ。そういうところに本来はふさわしくない発電装置だったんですね。それを無理やり住民の方に分かってもらうために安全神話があったんですね。どんな地震にも耐えますと。どんな津波が来ても耐えますと。二重、三重、四重、五重ぐらいに安全対策がされているから大丈夫なんですというふうに言って、全国に50基を造ったんですよ。その結果、あれですよ。

これは別に原発施設を造るわけじゃありませんからね、いわゆる福祉施設です。ですから、それは同等とは言いませんけども、ただ、この前、気候変動の問題とかいうことを言われてましたよね。その中でいえば、どんな災害が来るかというのは、ある意味、予想し切れませんよね。今のところ毎年水害がありますけども、その人たちがいつも言うておられるのは、こんな水が来るとは思わなかった、初めてだったということばかりですよ。ですから、やはりそういうことも想定した中で考えていかないと、どこかに大丈夫だろうという隙間があって、そこをよりどころにして合理化していくということがあってはならないということを、ここは本当に忠告しておきたいと思うんです。

結果的に、必要な調査や評価を私はされておらないと思いますし、そういう災害リスクをちゃんと評価した中でここに建てられるんだったら建てるというふうにしていかないとやっぱり無責任なことになってしまうということを強く指摘したいと思いますし、そこを曖昧にせずに令和3年度についても準備していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。だから、必要な見直しは勇気を持ってやっていただきたいと思います。

そしたら、次に、ちょっと趣きを変えますけども、昨年、コロナ対策で茶源郷配信システムを更新するということがありまして、新年度からタブレットの配付等で行っていくという方針が示されておりますが、その辺の今後の段取りですね、それから、

それを導入することによってこれまでとどう変わっていくのかについて説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本委員からございましたように、新型コロナウイルス対策交付金を活用させていただきますして、住民の方が役場に来ない、また、診療所の健康相談も含めまして、タブレットを使いながら非接触型の対話ができるというようなシステムの更新を考えております。

補正予算で承認をいただきまして、現在、N T Tのほうと協議を詰めているところでございます。しかしながら、N T Tのほうでも初めてのシステムということで、現在、開発に少し手間取っているということは聞いております。しかしながら、今回、繰越しという形でご承認をいただきましたら、その後、契約、そして6月から9月の前半にかけて一定の機器の整備、そして設置を考えているところでございます。

予算では、タブレット500台ということで承認をいただいておりますので、まず、現在配備されております機械を新たに更新するという形で進めたいと。9月の議会のほうでその中継、また住民と行政との相談、非接触型ということで遠隔地で操作をできるようなシステムを構築していきます。

よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

この茶源郷配信システムというのは、いわゆる和東町内に光ファイバーというのが設置されたことを機に導入されて、当初、いわゆる高齢者の見守りであるとかも含め

て、なくなっていた議会中継の復活であるとかいうことも含めて、一定、そういったこともあったんですけども、ただ、やはり住民の方の声からしても、大変使いにくいということで、でも、それが結局見ないというところにまでいってしまうということで、せっかく無料で配付いただいているということですけども、十分それが活用されてこなかったというのが実態だというように思うんですね。そういう点で、ぜひ、今度のやつを使い方としてもスムーズに使われるように、本当にこれは便利だというふうに思われるように改定のほうをぜひやっていただきたいというふうに思います。

もう1点、情報の関係でいいますと、これは避難所等の関係にもなるんですけども、総務課長に聞いておきたいんですが、今、いわゆる動画とかネット環境の整備というのが必須になってきておりますけども、いわゆる最近よく言われるのがWi-Fi機能ですね、これを例えば和東の公共施設等でパソコンとかを持ってきて、それを開いてネットをつなごうにもつながらない状況があったりとか、いわゆるWi-Fiが入ってないということの中で、十分その機能が発揮できてない面もあると思いますが、そういった現代的な課題ではあるんですけども、そういった部分の今後の方向性というのが分かればお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、インターネット環境につきましては、一般の観光客、また来訪される方が対象になる観光案内所であったり、和東荘につきましては公共のWi-Fiを設置させていただいております。しかしながら、公共施設、避難所になるところにつきましては、限定的ではございますが、専用端末のみ動くというWi-Fiのシステムになっております。

今後、災害に備えてWi-Fiの環境の整備は必要だと考えておりますので、予算

等要望をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから二、三点お聞きしたいと思います。

16ページ、地質調査に関することをお願いいたします。

今回の地質調査の場所、そして、この予算でどれぐらいの面積が行われるものか、その点についてお尋ねします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

地籍調査につきましては、今年は1筆の調査が終わっております。1筆測量が入るということがございます。

場所につきましては、井手の境界から宇治田原の境界、白栖から別所地域になると思います。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

この予算での面積というのはどれぐらいになるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

200ヘクタールぐらいになります。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

町全体では現在どれくらい進んでおるのか、この点についても、パーセンテージで大体どれくらい進んでおるのかお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

細かな数字までは持っておりませんが、現在、和東町内で別所地区、それから南、釜塚を除きます全地域において耕地のある部分についてはほぼ完了しております。湯船地区については一部認証が下りておりますが、全地区終わっております。山林部分がどのくらいあるのかというのは全然見えてきませんので、和東町の総面積、外周すら各隣接町村との境界すらできておりませんので、細かい数字で言われると出しにくいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、今後何年ほどかけて全地域を網羅されようと考えておられるのか、その点についても少しお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

地籍調査の目的につきましては、基本的に、不所在地、それから不在所有者を確認すること、それから所有地の面積を確定すること、1筆ごとの筆界を確定することという目的がございます。

昨日も説明させていただきましたけど、基本的に、山の部分については、今後は地籍制度を落とせるかなと思っております。それは生え方とか、谷、山とかで分けていけると思うんで、これは測量制度がどうなるのか、それから地籍の制度をどの制度に合わせていくのかということで測量年次が変わってくると思います。

和東町につきましては、古くはダム建設の話がございまして、昭和57年ぐらいに耕地の面積を出すということで地籍を随時やってこられまして、その面積で、基本、茶畑のあるところぐらいまでの字界で地籍が一応終わっております。その残りを順次やっていくということになりますと、ほぼ山林が残った形になりますので、山林の今の測量制度は全て基準点を置いて基準点から実測で測っていくという測量をしなければならないという制度ですけども、最近聞いているところによりますと、GPSを飛ばして、それで上から航空写真を撮って、GPSと航空写真とくっつけて、航空写真上で地籍をある程度外郭を決めるというような方法を取るという試験が行われておりますので、できるだけ早い時期に終らすことは大事だと思いますけども、測量制度も含めながら、補助事業の進捗も見ながら行っていきたいなというふうに考えております。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

やはりできるだけ早くやっていただかなければ、持ち主の方がだんだんだんだん年がたっておられたり、そして代々変わってきたら、もう一つ分かりにくくやってきますので、いろんな意味で、後になるほど調査しにくくなる可能性というのは十分ありますので、できたらそういう形で進めていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時23分～午後 1時30分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

午前中の小西委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

昼の間に和東茶カフェのほうに確認させていただいた数字でございます。一昨年前、令和元年度の数字でございますが、売上高が3,778万7,524円、それから当期売上原価ということで2,534万8,463円、売上総利益としましては1,243万9,061円が令和元年度の売上げでございます。

また、販売費及び一般管理費につきましては1,488万209円ということで、営業利益にいたしましてマイナス244万1,148円ということになっております。

あと、各種イベントでお茶摘みツアーとか、そういった形で、お店屋さん関係なしにイベントも組まれておりまして、最終でマイナス46万5,993円で閉めておられますので、よろしく願いいたします。

それと、農家、またその関係の販売グッズとか、それから茶団子とか、そういった関連の品物を売っておられる参加者につきましては、農家が22軒、それからそういったお茶関係のものを売っておられる方が15軒ということで37軒ございました。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

聞きましたら、結構、売上げがありますね、すごい金額ですよ。それと、お茶だけで納めておられて15軒で聞きました。22軒、結構たくさん参加されますよね。

それと、10のくらいにしといて、1軒で8も9も売っておられるところもあれば、1、2しか売上げのないところもたくさんありますよね。平均して皆さん同じように金額で割り算することはできませんわね。それは個々にありますからね、お客さんが選ばれるんですから。ここのパッケージがええとか、ここのあれがええとかいって、その品物はまだ試飲されてないから分からないけれど、それは好みですよ。それはよく分かります。でも、数字の売上げからいったら、最後マイナスとか言っておられましたが、結構、売上げの中から結構な利益が出ていると思います。そしてまた、平均単価はいい単価をつけておられますよね、びっくりするほど。

この中にお茶農家の方が3人、4人いらっしゃいますけれど、そのようなお茶を作っておられるから、私、一度またお聞きして、そしてまた割り算したらグラム何ぼぐらいになるのか、そんなん聞いたらすぐ分かることですからね。

高く売っておられても構わないですよ。ただ、和東町の名前で和東町の施設を使って、そして、そこで販売されているということなんですよ。やはり品質管理とかいんなものには責任持って、自覚を持って、和東町のお茶農家の皆さんに迷惑をかけるないといったら語弊がありますが、やはり和東町のお茶っていい品質なんだ。そして、値段もそれほど高くないし、そしておいしい、そういうことをアピールする場にしていただかないと、はっきり言って初期投資は何も要らないんですから、お茶の売っておられるところでしたら。普通、販売所を造ろうと思ったら建物を建てないかんですよ。そこに空調施設とかいんなものを全部入れますね、トイレも。すぐお金になると思うんですよ。それを何もかからないで、ただ品物を置かれて、そして、そこで売っておられるんです。それに対して、和東町だから店賃ぐつとよこせとか、そういうことまで言えないですよ。言えないけれど、やはり常識の範囲で頂戴するのが当たり前でしょうと私は思います、誰から聞いても。

お茶農家はたくさんいらっしゃるんですから、22軒だけ出店されているところにお茶を卸しておられると。皆さん、こういうようなところで売っておりますから、和

東町のところでやっておりますから、売ろうと思っておられる方、どうぞ来てここで売ってくださいと、そういうようなことをされているんですか。話がばたばたなってますけれど、どういうようなことをやって、どういうようにして、どういうような経営形態しているのか、そのことを教えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

直接的に私どもも営業のほうに関わっているわけではないので分かりませんが、和東茶カフェができた時期ですね、和東茶カフェ運営協議会というようなものを立ち上げられまして、そういった中で参加者を募っておられるということは聞いておりますし、現に、茶農家の方が声をかけられても、その形態ですね、茶を持ち込んで、値段自身はその農家が自分でつけてはる値段で、聞いているのは、和東茶カフェはその30%でお茶を売ってくれているアルバイトの人件費ですね、そういったところに使っておられるということで、お茶の単価自身は茶農家がつけた値段で売ってはると。そのうちの売上げの30%を和東茶カフェのアルバイトであったり経費に充てておられるというふうに聞いております。

今ございましたように、参加される方につきましては当然受入れするという事で私どもも思っておりますので、また、そういったご意見をいただいたので、和東茶カフェのほうには機会あるごとに販売のほうに参加されるようにお声かけてくださいという形をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

ということは、何回もお金のことを言うのはあれなんですけどね、和東茶カフェさ

んから 8 万円だけいただいているということですよ。30%とか何とか言っているのは、それは人件費とかいろいろなものを加えてのことを言っておられるんでしょう、30%という言葉がパッと出てきたけど。そういうことですよ。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

30%というのは、出店されるというんでしょうか、その店に並べられる農家が販売の委託金というんでしょうか、手数料という形ですかね。ですから、例えば、1,000円あればそのお店のほうに30%の販売手数料で、あと70%が農家の販売金という形でございます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

7:3で分けておられるということですね。30%も和東茶カフェが集めておられるということですか。そういうことでしょうか。そういうことになるの違いますの。そしたら、30%いうたらすごい金額になるの違うの。その30%どこへ行ってるの。8万円だけで済むの。そしたら、8万円払って残りどこへ行ってるの。解せないですね。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど売上利益といたしましては1,243万9,000円ほど上がっておりますけど、販売員の給与が670万円ほど。あと、宣伝費であったりとか、接待交際費とか、

それから消耗品費とか使われまして、販売費、一般管理で1,488万円ほどということ、マイナスではございますが、244万1,000円という形で店のほうは閉められておりますけど。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

帳じり合わせされているというか、余りにも聞いてはっきり分からないですね。物すごく疑うようなこと言っちゃ失礼に当たりますけれど、よくそんなんで通るかなと思いますね。何でその30%出てきて、そして、マイナスになっているから、16万円て最初決めたところが8万円になるのはよく分かりますよ。もう少し分かるような資料を出していただいて、ここにいる委員の皆さんが納得されるような資料を出していただくように一つだけお願いいたします。

ということは、いつ今度決算されるんですか。令和2年度の、何月に閉められるんですか。和東茶カフェというのは何月始まりの何月終わりなんですかね。その辺、教えてほしいんですけどね。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

和東茶カフェ、エントランス和東がやられているんですけど、個人でしたら1月1日から12月ということで会計年はあると思うんですけど、法人ですので、そのあたり、会計年度のほうは私としては分かりかねるところでございますので、よろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

そしたら、一度しっかりしたやつ、令和2年度に文書で刷ったもので一度見せていただけますか。今度の6月の委員会にしましょうか。町長の選挙があったその日に議会でやるから、そのとき出してもらって休憩を取ってもらって見せてもらったら、就任されてすぐ方針演説されるんですから、そのときでもいつでも結構ですので、一度その前に、できないか調整してください。

そして、もう一つ、今度は新しいこと、農産物の直売所をされるんですけど、野菜っていうのは作っておられます。そして、またほりけんさんの前で売っておられる。あそこでお伺いして買っても、100円、150円、200円、そういうような単価で100円が多いですよ。その中で10円、20円でも出してもらえて出荷された方が80円、70円ぐらいしか手元に残らないということになったら、本当に何してこんなもん作って、こんなもん出しても肥料代にもなるかいな、自分の人件費にもならないと思われたら困ると思うんですよ。

多分、そんなに山盛りになってたくさん集まるようなことはないですよ。どこでどういうふうにして8万円の光熱水費、そして販売員のアルバイトの方を置かれてやっていかれるのか、皆さん、どういうような計画をされてどういうふうにするんですかということ。そこに来店されたい人が考えてこれからやっていくのか、計画とか、そういうようなことは何も一切なし。ただ、ここで売rinaさい、このコーナーありますよ、ここで売ってくださいよというだけでやってるだけ。どのぐらいの方が集まられて、どのぐらいの方がやってこられるとか、そういうことは何も分からず。

そして、また野菜に戻りますけれど、12か月あったら春の4月頃にはどんなものが出て、6月にはどんなものが出て、7月、8月にはどんなものが出てくるとか、そういうようなことは全部ありますよね。そういうことは大体把握されてますよね。丸寿さんやカネタさんに頼みに行くと違いますからね。その辺どういうような考えをされているか一回お聞きしたいんですよ。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに、野菜につきましても、町内の農家に集まっていただくと、また、高齢者の方の生きがい対策というような形で農産物直売所を開設させていただきたいということで建物を建てております。

委員会のほうでもご説明させていただいたんですけども、その運営につきましては、今、雇用促進協議会での野菜の関係で土作りとかいう形で参加されている方が20名ほどおられます。ほかにも中尾茶園ですね、あちらのほうで販売されておられた方もございますし、町内で売るところがなくなったというような声も聞いておりますので、そういった方々がこの前お示しさせていただきました説明会ですね、そちらのほうに参加していただきまして、その参加者の中で運営等、それから野菜の部分の品ぞろえ等ですね、もし、そういった形で作物の作付け計画があるのであれば、そういった形でしていただけたらというふうに考えております。

○委員長（岡田 勇君）

10番、小西委員。

○10番（小西 啓君）

これから一生懸命やっていた方々に対してこういうような質問をしておいて、どういう計画してんねや、何やかんやどうやということは余り言いたくありませんけれど、初会合を持たれていろんな計画を聞いていただいて、そしてされるんですから、そのされる日にちも大体決まっていると思います。決まっておられたら、どういうような内容になったかということも、一度委員会を開いていただいたりして逐一報告していただきたいと思います。

何回も言いますが、隠したことをやったり、隠蔽したりしたら絶対駄目ですか

ら、いつかばれるねんから。委員会のときにしゃべってたらこんなことなかった。しゃべらなくて、うそついてるような状態になったからこうなるの。ここは和東町の最高の意思決定機関ですから、委員会もそれと同じなんだから、そしてここで委員の方が聞かれたときに、減免してますね、みんな初めて聞いた、だから、こういうようなきつい質問も出てくる、そういうことですよ。よく考えてください。隠蔽体質は駄目ですよ、ねえ、町長。そういうことですので、私はあれします。できたら必ず報告してください。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

私のほうからは、78ページ、ごみの問題についてなんですけども、ごみ処理に関しましては、東部は今、休業してまして、あと、三重中央処理場のほうですね、ごみを持っていってるわけなんですけども、この間、費用はかなりかかっていますんで、その分別ですよ、ごみの減量ということは前から言われているんですけど、減量するにはいかにきっちり分別するかということで、減量するということが基本になるんですけど、処理の仕方が変わりましたから、ごみの減量化ないしはまた分別に関しまして進んでいるのかどうなのかお尋ねいたします。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

ごみの関係につきましては、東部クリーンセンターのほうにお願いしておりまして、本町といたしましては、処理の重量に応じまして分担金を3町村で処分量に応じた形の中で費用を払っているというところでございます。

また、ごみの減量につきましては、当然、住民の皆様にはお願いしていかならんところでございますので、そういった部分で十分できているかという形につきましてはあれですけども、昨年も電気式のごみ処理機、そしてコンポストですね、そういったものも支給させていただきまして、ごみの減量化にご協力いただけるようお願いしているところでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

減量については、生ごみのコンポストであるとか、そういうのは昔からやっておられるんですけど、やはり住民のごみに対する意識を高めていかんと減らないと思うんですよ。

それで、集めてきて生ごみをそのまま持っていかれるわけですよ、三重中のほうへね。それに対して資源ごみは大北あたりで分別ということなんですけども、その分別費用はかなり高いもので、やはり出す段階でより分別というものをもっと徹底してもらおうということが重要だと思うんですよ。

それで、地域住民に対してごみ処理というものを具体的に指導してもらおうとかね、学習してもらおうということが大事だと思うんです。今はコロナの時期ですので、皆さんに集まってもらってしにくい状況であるかと思うんですけども、やはり学習会のようなことを計画されて、収集についてもっと具体的なことをやっていただくということが大事だと思うんです。そういう計画についてはいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

ごみの分別につきましては、当然、ごみ分別カレンダー等を配付させていただいて

おります。また、ホームページのほうにも掲載させていただいておりますし、たしか1月でしたか、れんけいのほうにも3町村連名でごみの関係の記事も載せさせていただいております。ごみの減量化というのはやはり大切なことですので、今後とも計画的に実施していきたいと。また、お願いしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

前にですね、プラスチック、容器包装のやつとそれからその他プラですよ、袋を分けていただいているんですけど、あれもやはり事前の説明もなしに急に換えられたという経緯もあるし、その袋だけ替えてくれという形で持ってこられたこともあるしですね、それからスプレー缶ですね、あれは穴を開けるんですよ。地域によって開けない。あれも開けるとか開けないとか書いてないんですよ。缶のとき出せということは書いてあるんですけど、地域によってはね、団体によっては開けてるとこと開けてないことね、和東はどっちなんだろう。穴を開けるになっているんですか、あれは。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

昔は分けて出してくださいというような形で、ごみカレンダーのところに書かせていただいたかと思えます。ただ、パッカー車とかで収集されて爆発事故とかございましたので、今は使い切ってから穴を開けずに入れてくださいというような形で書かれていると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

書いてなかった。見ましたけど、どっちかなと思って。それも住民によっては、多分、僕だけじゃないと思うんですよ。だから、そういう細かいところをもうちょっと徹底してもらいたいですね。住民の方の周知をとにかくもうちょっと生ごみの減量に関してはいろいろ周知徹底してもらおう、学習してもらおうということを基本に考えていただきたいと思いますので。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

おっしゃるとおりでございます。まず、東部クリーンセンターのほうでごみの関係につきまして一括させていただいておりますし、そういった部分につきましてはクリーンセンターの中で町村の名前を入れながら、ごみの関係に対する記事としてお願い事項も記載させていただいております。また、東部連合とも話し合いながら、皆様方がご理解いただけるような形の中で広報に努めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

ごみの件はそれであれなんですけどね、次にですね、36ページの京都やましろ地域と東京しぶや連携交流事業負担金というのがあるんですけど、これについて説明願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（藤原秀太君）

はい、藤井委員の質問にお答えします。

こちらにつきましては、令和2年、今年度から実施しております地方創生推進交付金を利用した事業でございます、東京の渋谷区と京都府の南部12市町村、こちらのほうが連携させていただいて、大きな目標といたしましては、関係人口の創出ですとか、特に京都南部地域、お茶の京都もございますが、こちらの魅力を東京渋谷に向けて発信するという事業でございます。

今年度、残念ながら新型コロナの関係がございまして、実際に渋谷区で例えばPR事業とか行う事業は大きな見直しをやむを得ずさせていただいているんですが、令和3年度に向けまして、例えば、ウェブを利用したPRですとか、新たな魅力のある商品の開発ですとか、このような事業を東京の渋谷区と南部12市町村が連携して行っていく事業でございます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

何でも東京のほうの考え方がこちらのほうに持ち込まれているみたいなんで、わくわく地方というやつが上にありますがこれもそうですよね。関東からの移住を促すようなあれやったと思うんですけどね、今、コロナの蔓延している時期でしてね、ごたごたした感染しやすい町中よりも地方のほうがいいという考えもだんだん広がってきてまして、東京あたりでも、今、入り込み人口より出る人のほうが多いというような結果になってきたと思うんですよ。それで、和東はコロナの感染者は今までゼロですし、やっぱり地域へ行きたいという人が増えていると思いますので、だから、発信の仕方もまた別に変えていかんと思うんですけどね、その点、やはりネックになるのは住宅なんで、今、空き家を中心になってやっておられて、あと、PFIですか、こういうので目指すとか、そういう話もありましたけども、もっと簡単に地域の材を使って建てるということももちろん専門的な知識も必要なんですけど、やはり大工仕事とか、そういうのを得意な人もおりますんで、募集をかけて、そういった人を中心に専門家

を入れて、本格的でなくてもいいです。やはり建てる人が住める場所をこしらえると。和束なら和束の地域を指定して、そういうところから始めたらどうですかね。それを提案します。それが意見ですね。これについての考え方というか、今、言いましたでしょう。住宅の建設に関してね。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的に、私の担当する部分につきましては、公営住宅になっておりますけども、住宅の建設、それから土木工事の現場につきましては、地域産材を多く利用するということで対応しております。京都府内産の木を使っての建て方、それから、もう一つは、工事現場の看板等も地域府内産を使うというような対応になっております。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

住宅というのはどうしてもそうなるのか分かりませんが、僕が考えているのはね、もっと手軽な住宅なんですよね。やはり大工仕事が好きな人、得意な人がいますからね、そういった人を呼んできて、それを中心にやろうかと。だから、地域の部材を使ってという格好になりますんでね、本格的な、それに対して補助をしてもらうというような形で考えているんですけどね。

地域力推進課長、どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

定住に向けて住宅の問題ということでご質問であろうかと思えます。地域資源ということで、今の掘り起こしもさせていただいていますので、やはり地域力推進課としては、空き家バンクの登録、空き家の活用ということで一つの地域の資源ということで、より深く皆さんに周知しながらご協力いただきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから、1点だけですけれども、お願いしたいと思えます。

今年は新型コロナワクチン接種についての予算がいろいろ出ておりますけれども、この中で独居老人の送り迎えをするに当たり、任用職員の数が聞いていたのが2名だったと思うんですけれども、これは2名でよかったのでしょうか。取りあえず、まずこれからお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今現在考えておりますのが、2名ということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

果たして、その2名だけでマンパワーがそれで足りるかどうかというのは疑問に思っておるんですけども、それでやっていけるもんなんではないでしょうかね。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、全員協議会のほうでも一部ご説明させていただいておったんですけども、社会福祉協議会に委託させていただいています外出支援サービス、こちらのほうをご利用いただくと。それで足りない分につきましては、会計年度任用職員のほうで2名雇用を予定しております方で送迎していただくと。

井上委員がご心配されているのはもともとで、当然ながら、独居ということではなく、交通手段を持たれてなく、また公共交通機関も使いづらい方につきましては、多分、相当数の方がおられると思います。予約を取っていった中で接種させていただくんですけど、一定の日に重なるという場合もございますので、そのときについてはまた随時、本町職員の対応というところ辺も考えた中で、何とか接種していただけるような対応を取るということで、コールセンターで受け付けさせていただくときに、そこら辺のことも踏まえてコールセンターでの予約を受けるということを考えているので、よろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

できるだけ差し支えないようにお願いしたいと思います。

それと、接種される先生と看護師は接種場所に何人ほどおられるのか、その点についてもお聞きしたいんです。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

住民接種に係るものにつきましては、相楽医師会の和東町班の先生方、本町でいきますと3医院ございますので、3医院全ての方にご協力いただくということで、ご内諾いただいております。それで準備を進めていっているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

この3人でもし接種者に副反応が出たときに、接種ができないような状態ということが起き得る可能性というのはないのでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今のお話は、当日現場で副反応が出たときに、医療従事者にそれに対応していたら残りの方が接種できない可能性があるというようなとらえ方でよかったかと思っておりますので、それについて答弁させていただきます。

基本、住民接種につきましては、最低限医師2名体制を考えております。その場ですぐさまの副反応等、アナフィラキシーショック等が出ましたときには、一定1名の医師がそちらのほうの応急処置に当たっていただきまして、また、すぐさま危機搬送のほうができるように事前に接種日等、相楽消防なり、こちらの中核病院であります山城総合医療センターのほうには事前に接種日等を伝えておいた中で、一定の救急の体制も整えておくという準備を今しているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

全てに対して安心安全、スムーズに行われることを望みたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

先ほど藤井委員のほうからも住宅の関係の質問がございました。私のほうから、36ページの移住促進住宅整備事業補助540万円計上されておるわけですが、これにつきましては、何軒分を予定されておられるのかご説明願えますか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

移住促進住宅の整備の補助金につきましては、特別地域・湯船と東和東地域でございしますが、こちらにつきましては180万円上限の2軒分でございます。

その他の地域につきましては、90万円の2軒分でございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

先ほどもございましたけど、やはりこれから移住を推進していこうということで進めていきますと、4軒分でどうなのかなというところもあろうかと思うんです。住宅につきましてはこれまでもいろいろご質問もさせていただいてる中でですね、空き家を活用した空き家バンクの登録をいただいて、その中で移住を進めていくというような取組をこれまでされてこられたわけですけれども、今現在の空き家バンクの登録件数と、あと、契約の状況ですね、そのあたり分かれば教えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

空き家バンクの登録件数、昨日1件増えまして、12件ございます。そのうち4件がご成約いただいているという状況でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

空き家バンクにつきましては、いろいろと今後も調査を続けていかれて、また、そういった推進も図っていかれるということによろしいですかね。そういう形で、これから移住しやすい環境づくりを進めていただけたらなというふうに思いますので、そこは今後もお努力をお願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

診療所の所長にお伺いしたいと思います。

去年から今年にかけてコロナ禍の最前線の中で十分頑張って職務を果たしていただいているということには敬意を表しておきたいと、このように思います。

今回の予算に関する説明書の中でちょっと気になりますのは、前年度と本年度の決算の見込みの比較をいただいているんですけども、いずれについても去年よりデータが少ない数字が上がっております。これについて何がこういう原因になっているのかということで聞きたいと思うんですけども、診療所はかかりつけ医として機能しているわけですけども、かかりつけ医として機能して、そして紹介状は去年何件出されたのか、そして、1日の受診された患者の方ですね、平均1日何名、去年と比較してど

うなったのか、そして、年間で何名の方が受診されたのかということの比較をお聞きしたいと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

岡田泰正議員のご質問にお答えいたします。

まず、紹介状につきましてはデータがありませんので、また後ほどお答えしたいと思いますが、年間の延べ外来患者数なんですけれども、平成29年度につきましては年間7,130人、平成30年度につきましては6,561人、令和元年度につきましては6,090人と年々減っております。患者数の減少なんですけれども、人口減少に比例して同じように減っているんですけれども、原因といたしましては、患者様が死亡されたりとか、施設に入所されたりですとか、転出されたりとかです。それと、あと加えまして、今年度につきましては、新型コロナの影響で来所を控えられる方も若干おられたと分析しております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

分かりました。患者数が減っておるということで収入も減少ということも分かっただけでまいりました。

そうすると、本年度の一般会計からの繰入れが3,500万円、去年が3,300万円という形になっているんですけれども、患者数が減ってくるということは、薬であるとか、いろんな経費がマイナスになって当たり前なんですけれども、この辺についての経営努力というものについてはどのようにされているのかお願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

経営努力につきましては、できる限り、例えば、医薬品につきましては安価なほうの、今、言われるジェネリック製品とか、そういう風なのを使用させていただいております。

それとですね、診療収入につきましては人口と比例する分があるんですけども、例えば、受託収入ですね、学校健診であるとか企業健診であるとか、学校健診の場合は、今年度につきましては小学校のほうでもコロナの関係で実施できなかった部分があるんですけども、再来年度以降、新しい先生が就任されたときには、スタッフ、先生とかとも協議をさせていただきまして、受託収入に向けて何か努力できないかというのを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

それとですね、次のページの8ページなんですけど、その職員手当のところの特殊勤務手当という聞き慣れない手当が196万円上がっております。これについてはどういうものなのか、その科目の性質を教えてください。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

特殊勤務手当なんですけれども、これにつきましては、先生であるとか、そういう専門性のある方の手当でございます。

よろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○ 7 番（岡田泰正君）

専門性は分かるんですけど、どういった専門性でね、これは毎年上がってくるものなか、常時上がってくるものなのか、今回特別に上がってきているものなのか、そういういったところまで踏み込んでお答えいただきたい。

それから、もう 1 点だけお願いしておきます。

昨今、日医工のジェネリック医薬品が問題になりましたね。和東の診療所はその会社のジェネリックの医薬品は使用されているのか、されてなかったのか、今現在はどのようなメーカーから仕入れておられるのか、その点についても併せてお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

まず、特殊勤務手当ですけれども、これは毎年計上させていただいているものでございます。

日医工の関係の医薬品ですけれども、診療所においては取引はございません。ジェネリックにおいても日医工の製品は使用しておりません。

○委員長（岡田 勇君）

岡田泰正委員。

○ 7 番（岡田泰正君）

だから、どこのメーカーのジェネリック商品を扱っているんですか。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

たくさんあるんですけれども、例えばですね、東栄薬品とか、そういうところの医薬品を使用しております。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

分かりました。ありがとうございました。

今回、予算の中で保育園の耐震の問題とか整備が上がっておりますね。前も聞いたか分かりませんが、また再度お願いしたいんですけど、期間中、園児の保育の場所ですね、その場所をどのように予定されているのか、工事期間も結構日にちもかかるとお思いますので、その間、休園というようなことは考えられてないと思うので、その辺のことについて、福祉課長、すみません、お願いします。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

保育園の耐震、また大規模改修でございますが、当然、園児がいるところでというわけにもいきませんし、今、岡田泰正委員がおっしゃるとおり、休園というわけではございませんので、今、考えておりますのが、いきいきこども館、また旧東保育園、あそこを一定改修させていただいて、そちらのほうで乳児・幼児両方とも保育するというような計画をしているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

分かりました。そうすると、その設備、けがを起こさないような施設にさせていただいて、伸び伸びと園児を教育できるようにひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、その次にアスベスト・ダイオキシン、この調査の委託料が今回珍しく上がっていますね。どういう状況で今年上がってきたのか、その背景と何が問題になっ

ているのか、その辺についてお答えいただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

特に、問題が上がっているということではなく、大規模改修等耐震の工事をさせていただく上で建物が相当古うございます。当然ながら、建設当初そういうのが使われていた可能性もあるということも踏まえた中での調査ということでございます。一定、皆さん見ていただいたら分かりますとおり、和東保育園は大きな煙突等も立っておりますので、ああいうのも解体をしていくというふうに今回思っております。そこで、万が一のことを考えての事前の調査ということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

分かりました。町で解体するときのアスベストの関係ということですね。分かりました。ありがとうございます。

これについては二十数年前に問題になって、このアスベストの害というものは20年、30年になってから現れるというようなことで、非常に危険な物質ということで理解していますので、そういったことでしたら分かりました。どうもありがとうございました。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから2時30分まで休憩します。

休憩（午後 2時19分～午後 2時30分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

先ほどちょっと出ておりましたけども、いわゆるグリーンティ和東のことなんですけどね、確認も含めてですが、先日、条例改定がありました。いわゆる使用料について改定すると。あと、交流ステーションの位置づけを条例上ですということになりました。それはそれで通ったんですけども、確認したいんですけど、そのときですね、いわゆる16万円から8万円に和東茶カフェの使用料を引き下げたときの説明で副町長が、1年間やってみて水光熱費が月大体8万円ぐらいだったということなので、実態に合わせましたという話で今回改定に至りましたということで説明されたと思います。

それで、要は、私は思ったんですけども、確認なんですけどね、和東茶カフェとかそれからグリーンティ和東、ほかにもいろいろ貸出ししますよね、使用料というのはイコール水光熱費のことを言っているのかということなんです。電気代とか、そういったものの実費イコール施設の使用料というふうに考えられて設定されているということなのかというふうにこの前、聞いていて思ったんですけども、でも、それは普通そういうものだろうかという思いはやっぱりあるんですけども、本来は部屋代があって、それにプラス水光熱費とか、それとも中に入っているかとかということが、普通どこでも施設利用料というのはあると思うんですけども、その辺はどういう考え方で8万円というのを、全く水光熱費実費だけ考えて使用料を設定されたのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

まず、公共施設の使用料の根拠なんですけれども、これは地方自治法の225条で、行政財産使用または公の施設の利用については、使用料を徴収することができるということであつております。今回の使用料の考え方なんですけれども、そういったことで、施設を利用する、これは受益者に当たるわけなんですけれども、それが負担する費用の範囲につきましては、施設が、管理者が通常の管理に要するコストを基本とし、光熱水費、または消耗品の一部の負担を求めることができるとなっております。そういったことで、各公共施設の使用料というのは、本来ならば管理者が負担するべきものなんですけれども、特に一部の受益者が使う場合は、そこにも求めていってもよろしいということがうたわれていますので、この条例を見ていただきましたら、各施設の使用料がそれぞれうたわれております。

それがはっきり出ておりますのが社会福祉センターでございます。社会福祉センターの使用料というのは、光熱水費が全部分けております。施設の使用料と光熱水費というのは冷暖房を使用する場合はこれだけ払ってくださいと。それで、ガスを使う場合はこれだけ払ってくださいと、こういうふうに分けて使用料をうたわせていただいております。

特に、社会福祉センターという建物は、昔からここで結婚式とか、いろんなイベントをすることに使用されておりました。そういったことで、使用される方がどれだけの負担をしてもらうのかというのをはっきりさせるために、この施設だけは分けております。

ほかの施設につきましては、ほとんど会議費とか、そういうものに使われますので、基本的に光熱水費を基本として使用料を定めていると、こういった考え方で使用料が定まっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

それはそれでそういうことであればそれでいいんですけども、そこでですね、要は、この前の議論で使用料の根拠というものが大変曖昧な感じがしましたので、確認をさせていただきます。

それでですね、交流ステーションもできたことですから、今後のグリーンティ和東の使用の在り方というものも不透明な部分があってはならないと思いますので確認をしておきたいんですけどね、この前の議論の中で、先ほどもありましたように、今、和東茶カフェを使用されている社団法人の方が、いわゆる和東茶カフェが新装オープンになったときから今に至ってもずっと減免されてましたってことが分かりました。実際、グリーンティ和東の使用規程の中には減免規程もありますから、それ自身は別にそういうこともあるだろうなというふうには思います。ただ、気になるのは、いわゆる減免といった場合に、当初は払えるけれども、いろいろなことがあって支払いが困難になったので減免してくださいということはよくある話だと思うんですね。また、払えるようになったら払いますということで、また減免してますというのはあると思いますが、いわゆる使用する当初から、はなから払えませんかというね、16万円は実際高かったとは思いますが、当初から使用を希望している方が払えないという意思表示をして、初めから減免するというのは余り聞いたことがないというふうに思うんですね。そこの事情ですね、規定では町長が認めた場合ということになっていますから、どういうことだから当初から認めたのか。

先ほどの売上げとかの関係でいえば、確かに最終的には赤字になっていますという意味では厳しい関係はありますけども、ただ、1,243万円を超える利益はあると。そこから経費を出すんですけどね、そういう意味では全く力がないわけではない。いわゆる16万円だろうが8万円だろうが、それはそれで、それを必要経費というふうに位置づければ本来払えるはずのものじゃないかというように思ったりもするんですけども、それはそれとして、当初から減免を適用した、その経過ですね。それから、8万円にしたという、今は根拠があるかもしれないけども、当時は根拠がないですよ

ね。16万円と言っているものを単に半額にしたというだけの話ですわね。それがどういう経過で8万円になったのか、そこはちゃんと明らかにしてもらわないとやっぱりいけないなと思いましたので、そこを説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、ご説明させていただきたいと思います。

まず、施設の使用料を設定する場合に、今回、各会議室でしたかね、その一番高いところを基本として設定させていただいて、それを30日間1か月の使用料金として設定させていただきました。

今回はエントランスさんが使っておられるわけなんですけれども、あくまでも使用料を設定する場合は、Aさん、Bさんが使われるからこうやと、当然そういうものではございません。だから、今回、和東茶を宣伝していただきたいと。たまたまエントランスさんという和東町の和東茶を宣伝していただくという形の、和東のこういったまちづくりに貢献していただくということの意味合いも含めまして、そういった、ただの営業とかもちろんできませんので、そういったことの申請の内容を見せていただいて、16万円から2分の1ですけれども、8万円と、そういったことで減免をさせていただいたというのが現実でございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

今、言われたことは分かるんですよ。付加価値と言いますかね、その方がやっていることに対する、いわゆる和東町をPRしていただいているというような部分の付加価値を含めて貢献いただいているのでというね、そういうのは分からんことはないですけれども、ただ、こういう施設を一般的に考えたときに、例えば、使用を希望する、

また、それを受けるといった場合には、基本的に、本来、その使用料が払えないなど思ったところは普通使わないんです。

例えば、私がそこを使おうと思ったときに16万円ですと言われて、16万円も払えないわというふうに思ったら、そこは使えないという判断しかないわけですよ。だから、公共施設というものは、受ける側も、もともとから払えないのに使ってくださいとはいかないわけですから、そういう意味で、当初から減免をして使用してもらっているというやり方というのが一般的に言えば余り聞かない話なので、ある意味、悪く言えば特別扱いになってしまうと。どなたが借りるにしても同じような扱いを受けられるのかということになると思うんです。

さっき、人を見て、Aさんだから、Bさんだからということではないとは言われたけども、でも、どういうふうな貢献をすれば8万円になるのかとかね、どういうふうなことをすればこれだけ減免されるという基準が全く分からないわけですよ。何か言い値みたいな話で、8万円だったら払いますと。16万円は無理だけど8万円だったら払います。だから、8万円にしてくださいというようなことでもし決まるのであれば、そこは交渉によって決まってしまうみたいなことになるという意味では、行政が減免するという意味での規定があってないようなものになってしまうんじゃないか。

今後、グリーンティ和東を運営していく。新しくできた交流ステーションも、この前決めたのは8万円ですよ。それを払う方が今度誰になるのかということはありませんけども、例えば、それも払えないからどうしようみたいな話になったときに、じゃあ、どんな交渉があるのかということになりますし、和東茶カフェの今の社団法人の例というのが、そういうふうにして使用してきましたという一つの経験というか、例になってしまいますよね、だから、そういう意味で、私の感覚では、今のグリーンティの使われ方というのは一般的には余り聞かないような対応をされているんじゃないかというふうに思うんです。

ただ、グリーンティ和東の規定には、使用規則のほうですかね、いわゆる免除すると

いう規定もあるんですよ。それは、要は、町内に有するもの、そういう感じですよ。だから、そういう点では、規定上は町内で活動されている方の集まりですから、いろんなことを考えて減免するということもできたのかもしれないですけども、そこをちゃんとね、どういう判断でそういう扱いをしたのかということ誰にでも説明できるようにしておかないと、何か相手によって値段が変わってくるみたいなことになるんじゃないかという思いがしましたので、今後、交流ステーションのこともありますから、そこはあってはならないなと思うんです。その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員が言われた、要するに、規則のほうで和東町に属する団体の方、また公的機関については免除ということが多分使われていると思います。一部免除もあれば全額免除もございます。和東町の4Hクラブとか、お茶に関する団体に使っていたところは全て100%免除をかけております。

これは申請のときに免除希望とか、いろいろありますので、申請時に私は払いますと言われたらもちろん払っていただきますし、こういう規定があるので免除してもらえませんかという申請に基づいてやるものですので、今回のエントランスかて、こういう活動をしますので、減免をお願いしたいという申出があって町長が判断して、目的に沿っていたら免除しましょうと、こういう判断になっていますので、そこら辺のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

もちろん社会教育施設なんかでも、例えば、文化協会とかあるところはですよ、そう

いう文化施設を使うときに社会教育団体に登録していれば利用料はかかりませんか、減免されますとかいうところがあります。ですから、そういう意味では、そこ自身きちんと説明されないといけないと思ったんです。

ただ、社団法人の場合は、先ほどの報告にもありましたように、単にそこを使用しているということじゃなくて、そこで販売活動をされている。一定の利益を上げておられる。もちろん和東茶をPRするとか、いろんな役割を果たしてはいただけますけども、ただ、やはり一方で、そういった意味で事業活動もされているということもありますから、それはそれで見合った負担をいただくということも必要なことだというふうに思いますので、そこはもう少し透明性を持ってこちらにも報告もいただきたいし、対応いただきたいなと思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、今回予算にはないんですけども、通常、商工費の中でこの間、数年来、計上されていたんですけども、いわゆる牽引事業ですね。お茶の駅構想プロジェクトの関連の補助金がここ数年ずっと合計で約1,300万円ほど商工費の中で計上されていたんですけども、今回ありません。これはどういうことですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

地方創生交付金の国のほうの補助金が頂けないということで、今回は予算化させていただいておりません。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

このプロジェクトは、一応、平成30年に和東町地域経済牽引事業ということで、いわゆる町内の団体の方の集合体のような方たちが申請されて、認可されて事業を行

うという前提の中でこれを一定サポートするというので、ここ数年間、そういう名目で予算を計上されていたんですけども、それは事業としては終了したと。いわゆる援助する事業がなくなったということで今回計上されないのか、それとも大本になるお金が下りてこないから計上してないだけで、今後計上するような予定はあるのかですね、その辺はどうですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

地方経済牽引事業につきましては、総務省のほうから地方創生交付金が3年間つけていただけるということでございました。令和2年度の予算のときにも、国の地方創生交付金がつくからこの予算を組むのかというようなご指摘を委員のほうから頂いたかなというふうに考えておりますけども、今現在、この要綱につきましては、たしか令和5年3月31日までの期限で設置させていただいている部分では持っております。現在、二つの組織がございます。起点が平成29年2月に国のほうの認定をいただいた事業になっておりまして、そこから5年間ということでございます。

地方創生交付金が3年間つきますけど、あと2年間につきましては、もし、今、頑張らせていただいている方が2者、京都府の承認を受けられておりますので、もし、そういった形の中で何かの町単費としてできることがありましたら、要綱がございます。その要綱に則しておれば、必要があれば予算化していくことがあるかというふうには思います。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

そういう事業としては続いているということだから、もしそういったことの必要があ

れば計上することもあり得るというような話ですけど、私は前からずっと言っておりますけども、これはほとんど使われてないんですね。若干使われたときはありましたけど、100万円ぐらいですか、でも、ほとんどというか全然使われてないし、しかも事業そのものが一つも見えてこないですよ。

カフェの向かい側にある空き地を使用されて、あそこは民地ですから、別に町自身の問題じゃありませんけども、あそこ使って、これによるとかなりいろんなことを予定されていたというふうに思うんですね。しかし、何の音沙汰もないまま、今、コロナということもありますけども、それ以前にしたって、ほとんど何も見えてこないということに対して、そういう補助金がありますよということを毎年1,300万円ぐらい計上してやってはほぼゼロで終わってるということを繰り返してきたわけですよ。だから、これは何のためにやっているのかというね、そんなお金があるんだったらもっとほかにも使えるんじゃないかと思えますし、それは特定された補助金だから使えませんかと言われるかもしれないけども、でも、やっぱり何のためにこんなことを何も動いてないのにやっているのかという意味では、町としての見通しはどうだったんですかね。

これを読んでますと、かなりすごいことが書いてありますよ。経済効果にしても、取り組む事業内容にしても、本当ににぎわいをつくって、和東茶カフェの売上げの3倍ぐらいを売り上げるぐらいの経済効果を期待し、雇用にしたって大きく生まれていくんだということが予定としては書かれてましたけども、この辺、全く音沙汰がない状況が続いていると思うんですね。そういった見通しのない事業に対して町としてそういうことをわざわざ補助金要綱をつくってやるというのは適切だったのかなと思うんですね。その辺、町長、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今も課長の答弁がありましたように、この牽引事業というのを国の施策として、国なり府なり町でやっていこうと、こういう事業として制度が生まれました。この事業に受ける場合には府の承認を受けていかなきゃならない、こういうことであります。

そういう中で、和東町の中の団体からこういうものをやってみたいと、こういうことになれば、そういう受皿をつくっていかなきゃならないと。そういうことで和東町全域と言いませんが、一応、広い和東町の範囲でそうした希望者があればですね、その牽引事業で府のほうの承認を受けられる、そういう道筋はきちっとつくっていかうというのが、今、言われましたように、事業計画の期間を設けてやらせていただきました。

確かに、当初の中では、和東町で頑張っておられる数社が寄って、やっぱりやっていこうという計画を挙げて京都府へ出されているわけでありまして。そういうことであれば、そういう形を推進していくというのも大事なことだということの計画なんです。が、それようにはできておりませんので、先ほど言いましたように、和東町の広い範囲で希望者があれば、そういう事業にのっとなって府の承認を受けていただいたらこういう事業がありますよということで、今、課長から申し上げましたように、もう一つの業者のほうからも承認を受けられて取り組んでおられると。

そして、ある程度の規模で終わられて、今、課長が申しましたように、今年にも事業計画が出て継続して持たれるならばありますが、それで終わればその業者はそれで止まりますが、次に、また新たな業者が承認を受けられた場合には、その期間内で予算は規約に基づいてやらなきゃなりません。が、そういうことを和東町で、小さな地域が頑張っている業者がいろいろとそういうのを牽引していくというんですか、そういう施策の中で和東町もできるという状態をつくったと、こういうことです。

確かに、今、最初に数社やられたところが大きな計画を京都府のほうへ出されました。その計画を私どもも持って皆さんにもお知らせしたことがあります。途中でど

うだったか完成までされてないというのは、私にとっても非常に残念だというふうに思っておりますが、そういう状況であります。

ただ、もう1社もやっておられますが、今、一生懸命それに取り組んで今やっておられて一部事業も受けておられるのかなど、このように思います。これも期限的な内容でありますので、その時期が過ぎますと終わってしまいますので、京都府の承認が前提としておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

これ自身はいわゆる牽引事業に認定されないと受けられない補助なんですよ。もちろん一般財源ではないかもしれないですけども、単費で出しているのではないかもしれないけども、ただ、やっぱり町として、さきに自分たちのお茶の駅プロジェクトというものをぶち上げてですね、それに賛同するような形でこれがつくられているということがあるんですけども、そういう点では、大変、町としても見通しのないね、それで、完成されてないというけども、はっきり言って何もないじゃないですか。完成も何も、途中まで行って完成してへんなどというんだったら分かりますけど、何もないわけでしょう。だから、そういう意味では、もう少し冷静にそういった動きも見ながら適切な対応をしないといけないんじゃないかと。

特に、今、コロナ禍でどこも厳しい状況ですから、なかなか手をつけられないことはあるとは思いますが。それだけに、何年もあったわけですから、もう少し適切な対応をしていただきたかったなというふうに、今回、予算が計上されてなかったんで一言言っておきたいと思いましたが、そこはぜひ教訓にさせていただきたいと思えます。

次に、介護保険の関係なんですけども、今回、2日目の本会議で条例改定が予定されておまして、保険料の改定が予定されていると聞いております。詳しい中身についてはそのときになりますから、そのことについては特に聞きませんが、ただ、

やはり予算はそれを反映しているわけですから、最低限確認しておきたいんですけども、今回の予算の土台になっています保険料の額ですね、いわゆる基準額が今6,200円ということですが、予定としている基準額が幾らぐらいを考えているのかを教えてくださいたいのと、今回の改定によってこの予算上、影響額ですね、どれぐらい改定によって保険料が増えるのかというか、影響するのか。大体これを見たら1,800万円ぐらいになっていますから、こんなもんかと思えますけども、一応、その辺、説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員からありましたように、2日目、24日に提案させていただきます介護保険条例の一部改正の中で出てくる話ではございますが、今、予定しておりますのが、基準額につきましては7,600円を予定しておるところでございます。これに基づきまして、本日、先ほど説明させていただきました介護保険事業会計の保険料を算定させていただいているということでございます。

この基準額7,600円でございますが、これにつきましては、年額にしますと9万1,200円ということで、従来の金額に比べて月額でいいますと1,400円上がってくるということで、年額にしますと、基準額につきましては1万6,800円上がってくるということでございます。これにつきましては、大きく上がってきたわけなんでございますが、極力、皆様の負担をというところで、今回24日のときにまた細かくは説明させていただきますけれども、保険料段階、現在13段階やらせていただいておりますのは15段階まで引き上げた形での計画ということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○ 8 番（岡本正意君）

いずれにしても7,600円と、基準額でいえば年間1万6,800円の増額と、これは大変厳しい値上げだと思うんですよ。2000年の介護保険が始まったときというのは2,500円だったんですね。だから、3倍超えているんですね。

多くの方は、大概、年金から天引きされていますよね。じゃあ、年金は3倍になりましたかと。逆に今、減ってますよね。だから、本当に保険料だけどんどんどんどん上がって行って、天引きですから、ご丁寧に引いてからくれはりますよね。だから、そういう意味では、持続化給付金とかなかなか来ないという話がありましたけども、こういうのは早いなって、それは本当の声ですよ。これは国の問題ですけどね。

それで、町長にお聞きしたいんですけど、そういう状況の下で高齢者の方ね、特に今コロナ禍もあって大変不安な思いもされていますという状況の中で、これだけの保険料をお願いしなくては行けないと。本当にこれは避けられませんでしたか。この基準額だけでいったら1,100円ですね。本当にこれは避けられない値上げでしょうか。実際それだけの保険料を払わなくちゃいけない高齢者の暮らしてどのようにお考えですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今年見直すと、こういうことであるわけなんですけど、この基準内の金額というのは府下でも高いほうに位置しているというのは正直なところだと思います。これについて原因はどこにあるのかと、こういうことではありますが、一つは、この和東町の介護保険にかかっておられる方というのは、よそに比べて多くがあります。これは絶対数やなしに率としても多くあります。そして、やっぱり所得階層というのが、これは国保と同じような感じで、高額が少なく、平均的に多いと。それは高齢者ですから当然

になります。

そうなってきますと、需要者が多い、そういう状況にあるときにどうということかなというのは、非常にこれは苦しみました。正直なところ、本当に今、言われるように、ご協力いただかなきゃならんわけでありますので、こういったものについては非常に慎重さが必要なんですけど、これとていろいろ総合的に判断する。いわゆる施策を持たんたらん。介護に関する一般施策があるわけですから、そういうことも絡めていきますと、このところが非常に妥当という変な言い方ですけども、総合的な判断。保険料だけ考えると大変です。15段階で考えていって、どこが一番占めているのかを見ていただいたら分かると思うんですが、それと和東町が取っている総合的ないろいろな施策を考えていくと、これもご利用いただく方にご負担いただくというのが必要だろうと、こういうように思っております。

私も首長をさせていただいておって、ほかと比べても高いほうに位置するというのが非常に心苦しいんですが、そういう判断から立てば施策はやむを得ない。だから、安心して暮らしていただける、また、そういう観点から考えますと、このところだけひとつお許しいただきたいなど、こんな感じで思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

今、いわゆる制度上というか、そういう上げざるを得ないだというようなことで言われましたけども、でも、実際、本当に多くの方は国民年金ですよ。そういう方からそれだけの保険料をさらに取っていくというのは、本当に暮らしはどうなるのかと。まだ先とは言われてますけども、今後、後期高齢の窓口負担等もさらに上がっていくような動きもある中で、その分、年金も上がったらいいですよ。だけど全然上がってこないわけじゃないですか。そういう中で、さっき言いましたように、避けられなか

ったのかということなんですよ。

見ていると、保険料の前年度、本年度の差を見てますと1,800万円ぐらいだと思っんです。1,800万円というお金が確かに個人から考えたら大きいお金ですけど、町の財政との関係でいえばそんなに大きいお金なのかということなんです。やはり緊急事態の中でこういうことだけは平時と同じように、すいません、お願いしますというんではやはりどんどん厳しい状況になってしまうと思っんです。

例えば、保険料に対する一般会計からしっかりと補填をしてですね、最低でもこの3年間は値上げしないという意味では、町長が判断できたんじゃないかと思っんです。仮に保険料自身には、例えば補填的なことができなかったとしても、また別のサイドからのその分の支援ですね、負担が増えた分に対する何らかの応援資金であるとか、手当であるとかいう形でそこを補っていくということもできたと思っんです。これだけの大幅な値上げを放置するということの方が悪いですけど、制度がこうだから仕方ありませんということで、年金も増えない高齢者の方にこれだけの負担増を押しつけるというのは余りにも無策じゃないかと思っっているんです。

町長としてこれだけのことについてやろうと思えばできたことがあるんじゃないですか。そういうことをちゃんと考えられましたか。そういうこともせずにこれだけの負担を押しつけるというのは、町長として責任を果たしたことになるんじゃないかなというふうに思っんですけども、その辺ちゃんとできることをやられましたか。さっき言ったようなことも含めて、もうちょっとそういうことを考えることがあるんじゃないですか。その辺どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

保険制度の中でいえば、保険料に一番影響するのが、どれだけ介護保険として支出しているかというところが大きなポイントになります。そういったポイントの考え方

というのは、介護保険制度の保険料の制定の在り方でありますので、そういう枠の中で考えていこうと。

今、言われるように、大きな余地としていけるといというのは、一般財源から繰り出していくとか、そういう形であるか分かりませんが、一応、原則として、どこにも受けておられる方の何と併せて考えていくという枠組みは堅持をしていかなきゃならない。これは制度の問題だと思っております。

もう一つは、和東町で大事なものは、介護保険を適用されて、また、いろんな制度を受けていただけるような、今、岡本委員が言われますように、別の施策として受けられるような内容といのは考えていかなきゃならん。そういったことについては、見ていただいたら分かりますように、和東町はいろんな意味において施策を当然受けていくという状態にはあるわけでありますので、そういう状況からして、だから余計、保険料じゃなしに受けていただく額が増えるのかなとはまた逆に思ったりする。今、考えていかなきゃならんのは、そういうことにかからないような社会状況、そういう地域づくりをしていく必要があるかと思えます。

そういう意味で、まちづくりという観点から、岡本委員が言われるように、もう一つ考えていって、いろいろかかる経費ですね、これを抑えていくというのが一つの方法であろうと思いますが、なかなかそういうことにはなり得てない。これから包括支援センター、いろんなところでダブらない方法とか、そういういろんなところしていこうと。だから、和東町はこれから包括支援センターを中心にさらに充実させて、住民の真のそういうことを受けられるような、そして、幸せになれるような制度といのを考えていく努力をしていく必要がこれからもあろうかと思えますので、これはやっけていかなきゃならんと思っておりますので、これからもご理解、ご支援をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、岡本委員。

○8 番（岡本正意君）

私は一般的な話をしているんじゃないなくて、これだけ上がるわけですから、それに対してどう支援していくのかということを行っているんであって、何かばくつとした話をしているんじゃないなくて、今の緊急的に手当してでも、保険料自身のそういう仕組みの中から直接的な補填ができないことはないんですよ。要は、保険者というのは町ですから、国じゃないんですよ。町が運営しているんですよ。だから、そういう点では町長の判断一つでそういったこともできるわけですから、できるのにやらないというのはよくないし、これだけ高齢化が進んでいる中で、高齢者の方が活躍してほしいといつも言われますけども、その土台がどんどん今、崩れているわけですから、そこを当初のどこでは手当できなかったかもしれないけれども、やっぱりちゃんと考えて、負担が減るように引き続き検討いただきたいと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（岡田 勇君）

9 番、畑委員。

○9 番（畑 武志君）

それでは、時間も限られてきましたので、よろしく申し上げます。

町長、私、朝から井平尾のところに出了ました。やっと開通しました。平成11年、私が議会に出した当時から、この井平尾の玄関口を何とかしなくちゃいかんということで京都府のほうにお願いを行ったのを今、思い出しました。8割方完成ということで、通りやすくなったなど、このように思っております。

それに関連しまして、予算と直接関係ないんですけど、94ページに163の負担金が載っております。僅かです。ところが今163もいろいろ改良工事が入るといようにお聞きしております。情報が入ったのでは、いわゆる駒返ですか、あそこをト

ンネル抜くという話を聞いたわけですが、これについて、いつ頃からそういう工事に入るのか、それと、もう一つは、犬打峠ですね、和東側からの工事もいつ頃から入るのか、情報が入っている限りで結構でございますから、よろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、予算の中で見ていただきましたら分かりますように、この163、これは府のほうと国の直轄があるわけなんです、府がお世話する163の促進協議会の精華町から相楽郡の5市町村がそこへ結集して、何とかこの道路を改良してくれと府・国に要望を上げる団体がある負担金であります。今はたまたま駒返にあったんか知りませんが、その会長が今、和東町が当たっていると、こういうことであります。

そういう中で入った情報は、駒返というのはご案内のとおり、大型車が通って離合がなかなかでき得ない。だから、離合できるようにしてくれというのがこれまでの要望事項であります。それがこの2月頃でしたか、日は分かりませんが、京都府のほうで三者委員会といいまして、大きな事業費については専門家の意見を聞かれて、費用対効果とか、いろんなことを検討された上で、事業化するかしないかを決定されるわけなんです。今日も担当課長と話をしたんですが、これは事業化で決定をいただいたと、こういうことあります。これを受けて163の推進協議会で18日に知事に事業化していただいたことに対してお礼を申し上げに行きたいなど、こういうことで一歩前進、事業化してまいると、こういうことあります。

併せて、府道の話の犬打峠の話が出ました。これはご案内のとおり、今年2年度は宇治田原側からトンネルの工事にかかっていただいて、今、工事を着工しているところであります。これは1年遅れますが、和東側のほうはアクセスをやっていただいておりますので、今、アクセスの道路工事が入っております。あれができ次第、本体的

にトンネル工事が入るわけです。このトンネル工事が4月12日かどこかで入札が入って、日は分かりませんが、近く4月になれば入札が入られて、そして執行されていくと。そうなったら具体化が進んでいく。そして、両方から進められると、このトンネル化も早くできるだろうと、私は、予定どおり、令和5年度の完成を目指しているとおりに進んでいくのかというように期待しているわけなので、そういう状況にあります。これについても、これから皆さん方の一層のご支援をいただきたいと、このように思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

それと次に、90ページの雇用促進協議会負担金でございます。これは今まで予算化されておられません。昨年もございませんでした。これは厚生労働省の関係で予算化されてないと思うんですけど、今回新たに369万円の予算がされております。これについてはどのようにお考えであるのか、農村振興課長、よろしく願いします。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

畑委員のおっしゃるとおり、今まで厚生労働省からの委託金ということで運営していた雇用促進協議会でございますが、国の事業といたしまして3年間で事業実施いたしました。まだ、国のほうの検査が残っておるということで、7月頃まで、残務の関係、事業の関係等、3年分の検査ということも伝わってきております。パソコン・器材等も国のほうで借り上げてやってみましたけど、それも残していかないと残務事務ができませんので、そういった部分での経費で計上させていただいておりますので、よ

ろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

厚生労働省の事業は平成19年11月に5年間でスタートしました。平成24年から3年間、これは2期目のスタートです。27年から3年間、3期目、そして30年から3年間が4期目です。今回、9月の高山議員の一般質問の中で、町長の答弁では、実践型雇用促進協議会から地域雇用創造事業に替わるというふうに言われております。そして、農林水産省の未来プロジェクトに、そういうところへ募集していくということなんですが、これもうまくいかなかったというのか、そのようになってないというふうにも聞いております。そうすると、この雇用促進協議会は、今、369万円の予算でダム整備というのか、この予算の中で仕事をし、これが切れたらなくなるというような突端的な考えなんですけどね、これでそのとおりそのままいくんですか、町長、どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これは3年間の事業で、厚生労働省から認可して受けてきました。最初の5年間というのは、スタートのとき和束町は該当しないから、いわゆるその準備期間として特任を国からもらって、2年間はその準備期間としてスタートいたしました。その2年して3年の事業に入ったのが第1回目です。そして、これは100%の事業でありますから、雇用促進協議会で積んできました。その間にいろんな事業を検討してまいりました。援農作業もそうなら、カフェの最初の運営もそうだと思いますね。そういうこととかいろんな施策を厚生労働省の100%の予算を以って執行してきたと。

ここでお世話になったのは、当初スタートするのがすぐ出ませんから、立替えして、あとで雑入で入れたという予算措置をさせていただきました。それが5期続けてやったところは日本でも珍しいと思います。次はどういう事業になるかといえば、その事業は衣替えするんですが、新しく起業を起こして、企業に寄り添って一緒にやっていく事業になるわけです。そういうことが果たしていけるのかどうかということは未知数になりますから、ここでピリオドの時期であろうかなと。

ところが、今、言われたように、農林水産省には未来何とかづくりという、私は今、覚えてないんですが、農林水産省関係とか、そういうところでやっている事業があるわけですから、今までの実績がもしいけるなら挑戦をしてみようかなという形で、今、進んでいる話だと。これは未知数ですね、だから、一応ここできを打たなきゃならん。きを打つときには3月で事業が終わりますから、終わってしまったら、あそこの総予算というのは、車から全て皆、全部国の会計です。事業報告から全て監査も受けますから、その間の事務、残務整理から皆していかなきゃならん。その辺が5月までと。その間で、次、新しい体制が取れるのだったら挑戦してみようというプラスアルファを持ちながら今やっていると、こういうことであります。

この間については、今の人材は全部そのままいくのかというたら、そのままいきません。最大必要な2人で残っていただけ。そしてリースできると。そういう維持するものを予算化していく。これが単費で持たざるを得ないだろうと、こういうことでここへ予算化をお願いしているということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

そうすると、半年間はそういう形の中でいけると。しかし、採択されなかった場合にこの事業はやめるというような考えなんですか。

というのは、今まで大きな役割を果たしていたんですよ。私も援農を使います。それから、移住促進も、今、地域力も一緒にやっておられますけど、最初のとっかかりはここだと思います。

そこでなんですけど、この事業を活性化が一緒にやれるような考えはあるのかないのか、今やれるべきであるのか、それは全然違いますというのであるのか、その辺の考えだけ一つお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今まで受けてきた実践事業でございますが、それにつきましては、前までは前年の2月頃には次年度採択等、姿が見えてきたわけなんですね。ですから、予算化もできていたんですけど、今、制度も見直しが起こりまして、4月募集で8月確定というような形でございます。

財務処理期間ではございますが、その期間中に合わせて4月からの申請事務を執りまして、5月の頭ぐらいが締切りだと思いますので、それまでに事業計画を起こしながら採択を受けたいなど。それも今までと同じで、厚生労働省のほうの全額委託金で行える事業でございます。ただ、採択されたとしても今年の10月からスタートという形でございますので、それに向けては申請はするという方向でおりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

それについては次のときまでしばらく様子を見ましょう。そのときに何らかのいい形が出たら幸いです。

次に、祝橋の件です。この祝橋は昭和29年に建てられて約65年ほど経過したと非常に老朽化したという経過があるわけです。昨日、岡田泰正委員のほうから祝橋の事業について細かくお聞きされましたので、私はこの点についてはお聞きはいたしません、この地域の住民が困らないようにその辺のところを十分配慮した中で、また十分な情報発信をしていただきたいと、建設事業課長にこれはお願いしておきます。

そこでなんですけど、実は、通学路の問題のことに入ります。

小学校の通学路は、祝橋を落とすということから、いわゆる中学校のところからB&Gを通過して消防署の坂を通り、芳煎橋を渡って小学校へ行くと。距離的にはちょっと遠いのかなという推測をしております。しかし、そこで、実は2月10日に東部連合の文教委員会がございました。私、高山議員と同じ文教委員会に所属しているものですから、この通学路についてお聞きをいたしました。

ところが、教育委員会はPTAの保護者から、この橋は通れませんというような連絡が入ってきた。何でと、こういうことになったそうです。この場に高山委員がおられますから、よく聞いておられます。教育委員会が知らんのかという一つの疑問が起こったわけです。

私は、学校からここにある地域向けと学校向けとのチラシをいただきました。その中で、学校は1月の中旬に通学路が変わりますということで家庭のほうに案内状を出しております。教育委員会は全然そういうことについては知らなかったそうです。中学校はどうであったか確認はしてませんが、小学校については1月の中旬に建設事業課からこういう文書がございました。しかし、肝心要の教育委員会にはこの文書が行ってないんです。これは一体どういうことなんですかと私は聞きたい。

建設事業課長、これについて間違いございませんか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

今の件ですが、全然間違っていないとは言えません。と言いますのは、1月29日だったと思います。2月1日の広報で和東町役場として、住民、それから小中学校の保護者に対しては今お手持ちのビラを配らせていただきました。それと同様のビラを連合教育委員会に2月1日に渡しております。なので、2月1日時点では分からないということは絶対ないと思います。

その後、もう一回、今度は3月1日に業者が地元でビラを入れています。そのときは保護者には配っておりませんが、小学校とそれから中学校には同じようにビラを渡しております。ですので、2月1日段階で連合教育委員会は知らないというのは僕のほうには報告は来ておりません。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

そうすると、連合教育委員会の文教委員会でそういう答弁をされたのを高山委員も聞いているんですよ。教育長は知らんというわけなんです。何で教育長が知らんと、こんなばかなことはないやないかと。学校が知ってるのは、恐らく、そういう案内が来た学校サイドとしては教育委員会は知ってるやろうという見方なんです。連合に案内はしてますけど、教育長は知らんと言うてる。教育次長にも聞いたら、知りませんと、こういう話なんです。

教育委員会あつての学校でしょう。教育委員会にさき連絡するのが本当なんです。だから、私、不思議やなあと思っっているいろいろ調べました。学校向けのチラシの分と地域向けの分とちょっと違います。しかし、ほとんど一緒ですよ。町道鷲峰山線祝橋架替工事のお知らせということです。一部だけ変わっているんですよ。だけど、今現在、課長は教育委員会に報告したと言うてるんですよ。何で食い違いがあるんですか。私にも分かりません。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

すみません、今の件について細かい点で申し上げますと、実は昨日、一昨日と今日もですけども、和東大橋の架替工事の関係で、こちらも通学路がぶつかりますので、通学路を何とかしなきゃならないということになりまして、一昨日、昨日と2日間については通学路は通れないということについては、これは確かに私のほうのミスで、教育委員会のほうとの連絡ができてなくて、学校との調整で中和東バス停のほうに別所の乗降場所を2日間だけ動かしてもらったという経過がございます。そのことがありまして、昨日も確実に確認をしたんですけども、うちのほうの職員が三つのところに持っていったということは確認してますので、私のほうではそういう具合に承知しております。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

2月10日午前中の文教委員会です。午後から総務厚生委員会があったから、その定例会で教育長は知らないという、何の話やと。だから、横の連絡が何もできてないと。教育委員会あつての学校ですよ。だから、教育委員会が今、外の部署に出たから距離が遠くなったんか、住民との距離が離れてるからこういうことになったということが主な原因かなと、このように思うんです。

それと、もう1点、B&GのSカーブの坂ですよ、消防署の前からここが通学路になるんです。この坂は非常に狭いところなんです。保護者のほうから、一つは、通学路に線ぐらい引いてくれはったらどうですやろ。例えば、コーンを引くなり、そういう対策もあつてもよかろうと。中村区も通ります。私の地元の釜塚区も通ります。そこへ今度は車も出てきます。時間帯によりますけど、大変混雑することは目に見えてい

るんですよ。安全対策の面からいっても、これは必要だなということが出てきたんです。これは要望ですけど、子供の安全を考えるのなら、その辺の配慮も必要だと。

ついでになりますけど、もう一つは、今、和東中学校のツツジの上のブロックがこけてます。町道の上のところにブロックが積んでいる。ブロックが横向いて傾いて、いつこけるや分からん状態になっております。これはすぐ教育委員会に確認したら、今、工事は発注したと言っているんですけど、あのままの状態ですと前からこうなっていたんです。だから、学校サイドも悪けりゃ、教育委員会サイドも悪いと。横の連絡というものが一つもできてないんですよ。私はこれを言いたいんですよ。

地域力から教育委員会へ連絡しない。それから、今の方かて、学校からそういう連絡もないと。だから、横の連絡網をもっともっと大切にしないといけないと言っているんです。この事務を預かっている副町長、この問題についていかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

今、ブロックの関係も私も初めて聞いたわけなんですけれども、そういった横の連絡体制というのは当然十分とっていかなきゃならないと思いますので、今後また連合の教育委員会とも十分連絡を取りながら、今、中村の祝橋の件が出ているわけなんですけれども、担当課長としても十分横の連絡を取りながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、畑委員。

○9番（畑 武志君）

何回も最後に言います。横の連絡を取りながら、昔の教育委員会はこんなんじゃなかったということを言いたいんです。そこを言いたいんですよ。何の連絡も来てないと、向こうの答弁ですよ。教育長が私にうそをついたなんて、そんなことは分かりま

せんけど、何回も同じこと言いますけど、高山君も聞いてますからね、これは間違いないと思います。

だから、建設事業課としては、やはり事故のないように、そうしたことも十分配慮した中でこれからの工事を進めていかなければ、いろんなトラブルが出てきます。

以上です。終わります。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

すみません、最後に一言だけ、畑委員の質問に対する回答でございます。

小学校につきましては、2月20日だったと思うんですけど、予行演習で今の通学路を歩いています。それは学校から下校・登校を発注を受けた業者と調整しまして、基本的には3月25日の小学校の終業式までは落橋はせずに、現場を通しながら工事をするということで工程会議も終わっております。ただ、学校との調整の中で、新学期早々からすぐに新しい道になるというのは、新6年生、新5年生になりますので危ないということもありまして、22日からの3日間については、今回、町のほうをお願いする通学路を通学していただくということになっております。

基本、私も1日、2日については子供たちと一緒に現地を歩こうと思っていますので、その中で危ないところについてはまた調整をさせていただけるように自ら現場にいきますので、その点をご理解願いたいと。

ただ、先ほど言いましたように、教育委員会のほうには文書もしくは口頭で連絡は入れています。前後ずれたことになっているのかも分かりませんが、その辺についてはおわび申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。私は、議案第1号、3号、5号、6号、7号について反対の立場から討論を行います。

まず、議案第1号 一般会計予算についてです。

令和3年度当初予算は、町長選挙を控えた「骨格」予算の位置づけではありますが、新型コロナウイルスの感染収束の目途が立たない中、住民の命と健康、暮らしと生業を感染症から守る取組は、緊急かつ切れ目のない対策が求められます。また、定住対策など、恒常的な取組や課題においても待ったなしの状況と言えます。そのような観点から本予算を見たときに、骨格予算とはいえ、当初から反映すべきこと、見直しを持つべきこと、改善すべきことが多くあると考えております。具体的には、七つの点を指摘し、討論としたいと思います。

第1に、コロナ感染対策ですが、3年度はワクチン接種が軸にはなりますが、広く行き渡るまでには一定の期間が必要であるとともに、効果も未知数であることから、徹底した検査の実施による感染者の把握、保護、追跡が引き続き対策の要となります。しかし、予算では、高齢者施設等での積極的、定期的な検査実施の方針がなく、改善が必要です。ワクチン接種におけるきめ細かな対応や情報提供、第3波の経験を踏まえた自宅療養者へのサポート体制の整備等も極めて重要と考えますので、その点についての検討をお願いしたいと思います。

第2に、コロナ禍から暮らしや生業を守る対策ですが、感染拡大から1年を経て、今こそまさに正念場であり、町長選挙と関係なく支援を強化すべき局面と考えます。しかし、実際は、国の3次補正での交付金の使途も選挙後に先送りされ、切れ目をつくっております。従前の施策の拡充もなく、例えば、町独自の奨学金事業については、今回、専門学生が対象となった一方で、これまで支援対象だった高校生が除外され、

その上、対象が非課税世帯に限定され、これまで対象だった学生も除外されるケースもあり得ることにもなり、制度充実どころかむしろ後退となりました。介護保険料の大幅値上げも事実上放置しております。また、当初では具体化されませんでした。水道料金の値上げに向けた準備と検討が進められていることも言語道断であります。

昨年大打撃を受けた茶業をはじめ地域経済を支える事業者への支援も平時と同様であります。今は基本的に平時ではなく緊急事態であり、せめて感染収束までは負担増はすべきではなく、全力で暮らしと生業を支えるときではないでしょうか。その立場からあらゆる手段を駆使し、支援の強化・改善を行うことを強く求めます。

第3に、定住対策ですが、その要はやはり住宅整備です。町は引き続き空き家活用を軸にする意向ですが、空き家頼みでは突破できないこと既に明らかであり、民間との協力も含め、一定数の住宅整備に町として責任を持って取り組む姿勢とメッセージを明確に示すべきときだと考えております。

第4に、公共交通についてですが、本予算においても明確な方針と具体化がありませんでした。観光用としてカートでの有償運行が始まることになりましたが、2年間試験運転を経るも、一般住民用としての運行は見送られました。しかし、もともとカートは観光用とし導入されたもので、一般運行とはそもそも自的が異なり、その延長線上で一般運行を考えたことは基本的に誤りだったと考えます。限定的な活用は可能かもしれませんが、全町的な範囲を網羅することは困難であり、生活の足としての公共交通の検討と具体化に正面から取り組むべきであります。

また、今回、路線バスの利用促進の一環として、数え70歳の皆さんにバスのICカード1万円分を交付する事業が新たに実施されますが、利用につなげるには交付だけではなく具体的な利用の動機や機会づくりが必要であり、工夫を求めるとともに、職員自身がバス利用を実践する中でイメージを共有することも大切ではないかと思っております。

併せて、高校生のバス通学定期補助の全額補助実施、鉄道定期も含めた補助の実施

の検討を強く求めます。

第5に、総合保健福祉施設の整備についてですが、役場隣接地を整備場所とした基本計画はやはり納得できません。施設整備の必要性は理解しておりますが、その前提になるのは安全性に対する科学的な根拠です。検討委員会による最終案では、災害の危険性の評価で浸水も土砂災害も役場隣接地の評価は×でした。しかし、町単独での判断の際に付け加えた文言により評価が△に上がりましたが、評価変更の科学的な根拠も説明も示されていません。それでも災害からの安全性の評価は、依然グリーンティ和東の隣接地が高くなっております。

役場隣接地の評価を上げた大きな要因は、人工地盤によるかさ上げを内容とした浸水対策ですが、これは人工地盤という特別な対策をしなければ安全を担保できないことを示すもので、それにより整備経費も1.4億円から3.7億円も膨れ上がると試算されており、財政的にも大きな負担となります。

これらの状況を冷静に踏まえた上で、それでも役場隣接地を選ばれた町の判断は、住民の命や安全を最優先した判断とは到底言えず、最初から結論を決めていた「ありき」の判断ではなかったかと疑わざるを得ません。

総合保健福祉施設は、医療・保健の拠点として、また災害時の中心的な避難所としての機能や役割が期待される施設のはずであり、そのような重要な施設整備には、科学的な根拠に基づく判断が当然求められます。よって、現状のまま整備に向けた事務を進めるのではなく、やるべき科学的な検証を行い、それを踏まえた安全性の根拠を住民と議会に示すことを強く求めたいと思います。

第6に、観光事業・交流人口増の取組ですが、コロナ禍の終息が見えない中、引き続き厳しい状況が予想され、大きくブレーキがかかったことは残念ではありますが、これまでの観光振興の取組や在り方を見詰め直す機会とする必要があります。活生化の起爆剤として期待し、町も独自の支援制度を整備してサポートを予定していた、お茶の駅構想関連の民間事業はほとんど動きがないまま経過し、3年度は支援予算自身

も計上されず、このケースは、観光事業の不安定さ、不確実さ、脆さを浮き彫りにしております。この経験からも、国の動向にないがしろにされずに、町としての方向性を改めて定め直すべきと考えております。

最後に、第7として、相楽東部広域連合、とりわけ教育委員会の在り方についてありますが、再度、各町村の事務に戻すことを真剣に検討すべきときではないかと考えております。広域連合による教育委員会の統合と運営がスタートして既に10年以上が経過しておりますが、この間に、府下でも、全国でも、東部連合に続く自治体は生まれておりません。これは、教育という大切な営みに対する最低限のモラルが発揮されていると私は思っております。教育委員会の統合が行われた当時を思い起こしても、議論の中心は統合による経費減など財政問題であり、子供たちや地域の教育にとってどうだというような議論は全くなく、まさに拙速に、慌てるように統合が行われました。それ以来、地域に学校はあっても、各町村を土台にした議論は急速に弱まりました。これは、まちづくりにとっても致命的だと考えております。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、一斉休校やその後の教育課程の回復、様々な生活への制限など、教育現場はかつてない事態に見舞われ、それは現在も続いております。コロナ禍は、より身近な単位で、きめ細かな教育環境の保障の大切さを浮き彫りにするとともに、それを支える行政や議会もより身近できめ細かな存在として役割を発揮する重要性を改めて示したのではないかと考えております。その意味からも、連合による教育委員会の運営はふさわしくないものであり、真剣に見直す必要性があることを改めて強く求めておきたいと思っております。

以上で、一般会計に対する反対討論といたします。

次に、議案第3号 国民健康保険特別会計についてであります。

今回の予算は、予定されている税率改定を見込んでの内容となっており、見込まれている税率改定では、全体として押しなべてではあります。税が軽減される方向と思われま。それだけに、今回の予算への態度については大変悩みまして、熟考しま

したが、結論としては、反対することといたしました。

その理由の一つは、全体平均としては軽減とはなっておりますが、様々な条件の中で、むしろ増税になるケースも一定数避けられないことでもあります。

今回予定されている税率改定の主な特徴は、資産割の廃止、医療分の軽減、介護分の大幅な増税と言えます。資産割が廃止されることで資産割を負担している世帯はその分が減税になり、また医療分は応益割の軽減幅が大きく、一定の減税効果が生まれると思われま。しかし、介護分の増税幅が極めて大きく、医療分の減税分を相殺してしまうほどであります。

ケースとしては、資産割が課税されてきた世帯や介護分を負担していない世帯などで減税効果が大きいと考えられる一方で、資産割がもともとない世帯や介護分を負担している世帯、年齢層には減税の恩恵が乏しく、むしろ増税になるケースも見られます。それは決して所得が多い層だけではなく、300万円程度の所得層でも1万円から2万円もの増税となる場合も見られます。全体として減税であったとしても、現在のコロナ禍、経済状況の中で、医療に関わる負担が増えてしまう世帯や被保険者を生むことは看過できません。

理由の第2は、増税になるケースは避けられないのか、避けるための最大限の努力をしているのかという点であります。

結論としては、避けられると考えております。避けるためには、特に大幅な増税となる介護分の見直しが必要でありますし、その分の予算も必要となります。その鍵は、やはり一般会計からの繰入れだと考えております。

今回の予算では、基金からの繰入れが628万円行われておりますが、基金の活用はもう少し可能だと考えておりますし、一般会計からの繰入れも単なる赤字補填ではなく、保険料上昇を抑制する政策的な補填とすれば十分可能でありますし、そうすれば、特に介護分における増税幅を少なくし、最低でも負担増とならない措置は十分考えられたらと思っております。しかし、それらの措置がされておられません。増税を避け

る、避けられる条件はあり、その努力をしないまま増税となる世帯を放置することは容認できません。

また、診療所会計については、質疑でも指摘しましたように、3年度は看護師の配置の1人が再任用となり、正職配置ではなくなることについて、直ちに正職配置を進めるように重ねて求めておきたいと思えます。

以上で反対討論といたします。

次に、議案第5号 下水道事業特別会計についてであります。従前から申し上げておりますように、下水道事業そのものの意義やメリットについては理解するものがありますけれども、要であります下水道の接続自身が十分に進んでおりません。その背景には、高い、重い、接続に関わる負担がございますけれども、それに対する効果的な支援が依然として行われておりません。そういった点を指摘して反対討論といたします。

次に、議案第6号 介護保険特別会計についてであります。

今回の予算での最大の問題は、介護保険料の大幅な値上げにあります。現在の基準月額6,200円を7,600円、月1,400円、年間1万6,800円もの値上げを見込んだ予算となっております。制度開始当初の月2,500円から考えますと3倍を超える負担額となりますが、年金は3倍どころか減る一方の中、手元に残る年金がますます少なくなり、高齢者の生活は極めて厳しい状況となってまいります。今回の値上げによる影響額は1,800万円程度と考えられますが、その程度の予算であれば十分対処できるものでありますし、値上げは避けられると考えております。できることをせずに大幅な値上げを放置し、押しつけることは保険者としての責任放棄であり、到底容認できません。介護保険料の負担の重さなど矛盾の根本は、政府の介護予算、社会保障予算の削減にあります。

保険制度発足前は、国の50%が負担をしていた状況がありましたけれども、制度ができてから25%にカットし、国民と自治体に負担を転嫁し、押しつけたことが根

本にあります。町は、保険者として高齢者、住民の生活を守る立場から、国庫補助の増額、回復を求めて動いていただきたい、このことを重ねて要求いたしまして、反対討論といたします。

最後に、議案第7号 後期高齢者医療会計についてであります。この制度は年齢によって医療を差別するとともに、重い保険料負担を押しつけるもので、直ちに本来ならば廃止されるべきものであります。当初の懸念どおり、見直しのたびに保険料負担が増え、それに加えてこの間、政府は、保険料の激変緩和措置を打ち切るとともに、昨年、窓口負担の2割への引上げを閣議決定し、負担増を強行する動きを強めております。このような高齢者いじめの制度は直ちに廃止すべきであることを強く訴えまして、反対討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

令和3年度和東町一般会計当初予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和3年度一般会計当初予算は、新型コロナウイルス感染症に伴う町税の大幅な減収が見込まれる中、骨格予算での予算編成でありながらも、前年度を上回る予算規模となっております。

昨年2月から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大は社会経済活動に大きな影響を与えるとともに、私たちの生活を一変させ、いまだ収束が見込めない状況が続いております。このような状況の中、住民の安心・安全な生活の確保を最優先としつつ、将来を見据えた様々な施策を盛り込み、令和3年度一般会計当初予算は、和東町第4次総合計画に掲げる様々な施策のさらなる充実・発展を目指した予算編成となっております。

新型コロナウイルス感染症の早期収束を図るため、ワクチン接種に係る体制整備を着実かつ迅速に進め、住民の生命及び健康を守るため、その対策に取り組んでおられます。

また、令和2年度は、特別定額給付金に加え、生活応援商品券事業や茶業経営支援給付金事業など町独自の生活支援施策を効果的に実施され、令和3年度においても引き続き、様々な状況を踏まえた柔軟な対策が講じられるものと期待できます。

各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災から本日で10年の節目を迎えようとしており、改めて災害に備え、命を守ることの重要性を強く感じているところでございます。

その中で、慎重に検討を重ねられてきた和東保育園の耐震改修工事に係る設計事業を進められるとともに、老朽化に伴い、架け替えが必要と診断された祝橋の本格的な架替工事の開始や緊急車両が通行できるようにするための町道拡幅改良事業、河川氾濫等の浸水被害を防ぐための浚渫や護岸整備事業など、住民の命と暮らしを守るため、財政を圧迫しないよう有利な財源を活用しながら、積極的な取組を進められています。

本町の喫緊の課題である人口減少が進む一方、犬打峠トンネル化に向けた工事が着実に進展するなど、明るい兆しも見えてつあります。この契機を逃すことなく、本町の基幹である和東茶のブランド化をさらに強化させながら、ゴルフカートによる観光に特化した自治体有償運送を全国に先駆けて開始するとともに、交流ステーション、いわゆる農産物直売所の運営開始により、和東茶をはじめとした和東産ブランドの発信、また、地域の交流促進拠点として、交流人口の拡大を目指した取組を加速されています。

さらに、地方創生の取組を深化させ、農業体験を通じた週末移住などの移住・定住施策の推進や首都圏をはじめとする広域連携による茶文化の魅力発信なども推進されており、課題解消を目指しながら、活気あるまちづくりを進められています。

最後に、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動

の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会が形成されるとともに、新たな総合計画の策定により、これからのまちづくりが大きな転換を迎える年となります。和東町の将来像を描きながら、持続的な発展を目指したまちづくりを進めていただきますようお願い申し上げます、一般会計に対する私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私は、議案第3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

一昨年に中国の武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界中に広がり、我が国でも、昨年はコロナで始まり、コロナで終わった一年となりました。この間、2回の緊急事態宣言を経て、現在、新規感染者数は減少傾向にあるとはいえ、下げ止まりの地域もあり、まだまだ予断を許さない状況にあります。人類にとって未知のウイルスによる影響は、医療現場の逼迫だけにとどまらず、教育の現場、福祉の現場、農林漁業、そしてビジネスの最前線などありとあらゆるシーンにおいて深刻な影響を及ぼしています。

国民健康保険は、農業などの自営の方や他の医療保険に加入できない方々が安心して医療を受けていただくため、なくてはならない国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていますが、新型コロナウイルスによる被保険者への影響は大きく、保険税負担に対する負担感も大きいものと容易に推測されます。

このような中、国民健康保険税の税率について、定例議会2日目に提案されるようですが、概ね引下げの方向で改正される予定とのことで、令和3年度の予算案では改正後の税率で予算編成されています。それによると、令和2年度と比べ、調定ベース

では1人当たり約1万6,000円の減額となっており、先ほど申しあげました新型コロナウイルスの影響が深刻な農家や自営業者にとって大英断であると評価するところです。

ワクチンの接種が広く行きわたり、感染を心配することなく、社会経済活動が営めるようになることを期待してやみませんが、先行きはまだまだ不透明です。国民健康保険の財政運営は京都府が担うこととなっておりますが、その原資は市町村国保からの納付金、つまり被保険者が納める税金です。

今後も財政調整基金を活用しながら、保健事業への積極的な取組により被保険者の健康づくりを推進することで医療費の抑制につなげ、国民健康保険の安定的な運営を続けられるよう期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

5番、吉田委員。

○5番（吉田哲也君）

私は、議案第5号 令和3年度和束町下水道事業特別会計予算について、賛成の立場から賛成討論を行います。

下水道整備は現社会において社会インフラとなり、水環境の改善と生活衛生の向上に大きく貢献をしています。同様、和束町における下水道事業は、安全で快適な生活環境を改善するとともに、公共用水域の水質を保全するための重要な基盤施設でもあります。

さて、下水道施設は施設稼働20年余が経過し、機器の更新を余儀なくされてきたことに伴い、施設・機器の長寿命化が求められ、令和2年度に引き続き、令和3年度予算にもストックマネジメント計画に係る予算が計上されていることや、特に令和3年度予算には、特別会計予算から企業会計予算移行に向けた予算計上などが提案内

容から受け取れます。

しかしながら、本町の施設機器は管路マンホールポンプを除き、代替設備が整備されておらず、これまでの積極的な整備と維持管理において致命的な事故や故障もなく運営がなされてきたことは、まずもって関係者の努力のたまものと受け止めます。

さて、令和3年度予算で特に注視したいのは、企業会計への移行に向けたの移行の事務予算です。

企業会計移行事務は、下水道事業の役割を踏まえ持続可能な事業運営が図れるよう、施設全体を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理運営ができること、また、企業会計における独立採算制を重視しつつも、公共施設役割をしっかりと担えるよう今後の移行事務を努めていただきたいと思います。

言うまでもなく、和束町は景観を生かしたまちづくり、さらには、この景観を観光産業へとつなげようと、町の地域資源活用にも取り組んでいます。環境施策に取り組む自治体として、景観に資する水環境創出を効率的かつ効果的な浄化施設管理の運営にも努めていただきたいと思います。

今回提案されました予算は、従来の維持管理事業から大きく変革し、将来に向けた取組予算として、施設全体の長寿命化、企業会計移行事務が新たに加えられた編成となっています。下水道事業は、住民が安心し、快適な住環境整備には欠くことのできない事業であり、令和3年度和束町下水事業特別会計は適正に編成され提案されていることから、賛成するものであります。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

議案第6号 令和3年度和東町介護保険特別会計について賛成討論をいたします。

和東町においては、65歳以上の高齢者が令和3年3月1日現在1,753人、高齢化率は46.7%で、昨年同時期に比べ6人減少しておりますが、高齢化率では1.0%の増となっている状況であります。要介護認定者につきましても、高齢化率と同様に1月末ではありますが、前年度同期に比べ30人増の378人、8.6%の増となっています。

令和3年度和東町介護保険特別会計予算保険事業勘定では、介護給付費が増加していることから、前年度比7.7%増の7億1,100万円が計上となっておりますが、これは高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者数も増加していることによるもので、施設入所でのサービス利用が増加する中であっても居宅でのサービス利用にも重点を置き、これまでのサービスを継続する方向を示すとともに、介護予防の事業についても、町内の社会福祉法人の協力をいただきながら、生活支援サービス事業や認知症予防など、実施する内容となっております。

また、地域包括支援センターにおいても、介護相談サービスを充実させるために令和2年度に新たに専門職員を雇用し、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、将来にわたって持続可能な介護保険制度を見据えた予算措置になっております。和東町の高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるようなサービスに必要な予算が計上されていることから、私は令和3年度和東町介護保険特別会計予算に賛成するものです。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

私は、議案第7号 令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を展望した新たな医療制度体系の実現を目指すものとして平成20年度に創設され、丸13年が経過しようとしています。14年目となる令和3年度予算は7,750万円が計上されており、令和2年度に比べ130万円の減となっています。昨年度に第7期の保険料が適用され、制度開始以来の大幅増となりましたが、被保険者の減少傾向もあり、若干の減少となったようです。

団塊の世代が後期高齢者医療保険に加入する時期を間近に控え、これら保険料に影響を与える要素がますます重大になる中、本町の後期高齢者医療に係る事業では、ジェネリック医薬品希望カードを利用し、医療費の適正化にも取り組まれるとともに、健診事業も積極的に実施され、その受診率は42%前後で推移し、比較的上位となっています。こうした取組を継続して実施し、後期高齢者の健康管理を通じて医療費の適正化につながることを期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 令和3年度和束町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第1号 令和3年度和束町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和3年度和束町湯船財産区特別会計予算は、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第2号 令和3年度和東町湯船財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第4号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和3年度和東町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第5号 令和3年度和東町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和3年度和東町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第6号 令和3年度和東町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第7号 令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきますようお願いいたします。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る3月24日午前9時30分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後 4時18分 閉会

令和 3 年 3 月 3 1 日

予算特別委員会委員長 岡 田 勇